

平成 30 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 …………… 2
 - 1. 所管事務調査 …………… 7 3
-

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 (金曜日)

総務委員会会議録

(沖町における場外車券売場について)

平成31年3月15日 金曜日

午前10時00分開議

午後6時13分閉議(実時間369分)

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号(関係分)
1. 議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号(関係分)
1. 議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算(関係分)
1. 議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号(関係分)
1. 議案第11号・平成31年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第17号・財産の貸付けについて
1. 議案第19号・八代市部設置条例の一部改正について
1. 議案第20号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
1. 議案第21号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第22号・八代市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
1. 議案第31号・八代市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
1. 議案第23号・八代市協働のまちづくり推進条例の制定について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査(やつしろ国際化推進ビジョンについて)
(八代市総合体育館ネーミングライツの経過報告について)

○本日の会議に出席した者

委員長 前川祥子君
副委員長 村川清則君
委員 大倉裕一君
委員 橋本隆一君
委員 古嶋津義君
委員 村上光則君
委員 村山俊臣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員(議)員外出席者

財務部長 岩本博文君
財務部次長 佐藤圭太君
理事兼財政課長 尾崎行雄君
財政課副主幹兼公有財産運用推進係長 上村勝一君
資産税課長 松川由美君
理事兼新庁舎建設課長 松元真介君
新庁舎建設課長補佐兼新庁舎建設係長 豊田浩市郎君
総務企画部長 増住真也君
総務企画部次長 山田純子君
総務企画部次長 橋本和郎君
総務企画部総務企画審議員 緒方浩君
企画政策課長 福本桂三君
危機管理課長 廣兼和久君
情報政策課長 早木浩二君
農林水産部
農林水産部総括審議員兼次長 濱本親君
市長公室長 東坂宰君

国際課長	嶋田和博君
理事兼人事課長	白川健次君
市民環境部長	潮崎勝君
市民活動政策課長	遠山光徳君

部局外

議会事務局長	國岡雄幸君
議会事務局次長	増田智郁君
選挙管理委員会 理事兼事務局長	中川勝俊君

○記録担当書記 岩崎和平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(前川祥子君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号(関係分)

○委員長(前川祥子君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長(岩本博文君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部長、岩本でございます。

総務委員会に付託されました議案につきまして、本日、総務委員会審査案件に従いまして、説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、予算議案の説明につきまして、一般会計は、全体の歳入及び歳出での総務費、その他関係分について佐藤財務部次長、議会費は増

田議会事務局次長、消防費は山田総務企画部次長が説明いたします。なお、ケーブルテレビ事業特別会計につきましては、早木情報政策課長が説明いたします。

次に、事件議案、条例議案につきましては、それぞれの担当課長が説明いたしますので、本日もどうぞよろしく願いいたします。

○財務部次長(佐藤圭太君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の佐藤でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○財務部次長(佐藤圭太君) それでは、別冊となっております議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号をお願いいたします。総務委員会付託分について御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ33億8790万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ632億3020万円としております。

次に、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページから8ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

まず、1の追加では、款2・総務費、項1・総務管理費のかわまちづくり推進事業で284万1000円の限度額設定を行っておりますが、これは、当該業務委託に係る国土交通省との協議の中で、占用申請から占用許可を得るまでに、3カ月程度の想定外の時間を要すること

が判明し、年度内に業務を完了することが困難となったものでございます。

次の新庁舎建設基本・実施設計事業で1億8584万8000円の限度額設定を行っておりますが、地下部分に設置を予定しておりました免振装置のオイルダンパーについて、検査データ改ざん問題が発覚したことから、設計変更に時間を要し、確認申請など法定手続の年度内完了が困難となったものでございます。

次の新庁舎建設関連事業で6082万3000円の限度額設定を行っておりますが、これは、水道局が実施します松江城水源地仮設浄水池設置工事において、浄水池の設置方法で、当初予定しておりました基礎部分の改良が必要となり、設計変更が生じたことから、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

続きまして、款5・農林水産業費、項1・農業費の担い手確保・経営強化支援事業では、6527万4000円の限度額設定を行っております。これは、力強く持続可能な農業構造を実現するため、意欲ある農業者の経営発展を促進する取り組みを支援するものですが、国の2次補正に伴うものであり、年度内での事業完了が見込めませんので、繰越明許費の設定を行っているものでございます。

次の農業生産総合対策事業の2億7850万円は、東京オリンピック・パラリンピックを初めとする大規模事業などの影響により、耐候性ハウスに要する資材及び施工者の確保がおくれ、年度内完成が見込めず繰り越すものでございます。

次の産地パワーアップ事業の5647万5000円は、西日本豪雨及び台風被害の復旧・復興の影響により、申請者において、育苗ハウスに要する資材及び施工者の確保がおくれ、年度内完了が見込めず繰り越すものと、国の2次補正に伴い、今回の補正予算に計上しております

産地パワーアップ事業は、産地パワーアップ計画に基づき、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取り組みを行う農業者等に対し、必要な機械等の導入に要する費用の一部を補助するものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、全額繰り越すものでございます。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業では75万2000円の限度額設定を行っておりますが、これは、事業主体の球磨川右岸の3地区の農業水路等長寿命化・防災減災事業の一部が、2度の入札不調となった箇所があり、年度内での事業完了が困難となったため、繰り越しに係る市補助金額を繰り越すものでございます。

次の地籍調査事業の7440万円は、国の2次補正予算に伴うものであり、平成31年度実施予定の地籍調査事業の一部を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、全額繰り越すものでございます。

次に、項2・林業費の道整備交付金事業で4993万7000円の限度額設定を行っておりますが、これは、新たな残土処理施設を確保する必要があり、箇所の選定及び所有者の承諾取得に不測の日数を要し、年度内完了が見込めず繰り越すものと、国の2次補正に伴い、今回の補正予算に計上しております、平成31年度実施予定の袈裟堂深水線外2路線の林道舗装工事を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、全額繰り越すものでございます。

5ページに移りまして、款7・土木費、項1・土木管理費の民間建築物耐震化促進事業では、1009万5000円の限度額設定を行っておりますが、東京オリンピックを初めとする大規模事業や熊本地震からの復興、消費税増税に伴う駆け込み需要の増加などなどの影響から、職人不足など建築業界の慢性的な人員不足が生じておりまして、申請者において施工者の確保が

おくれ、年度内の完成が困難となったことから、繰り越しを行うものでございます。

次に、項5・都市計画費の西片西宮線道路整備事業で5123万4000円の限度額設定を行っております。これは、年度当初から用地交渉を行い、用地補償契約に至ったものの、家屋解体が年度内に完了しなかったこと、さらには、本年度に予定していた数名の地権者の方のおおむねの同意は得られているものの、用地補償交渉に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めませんので、繰り越しを行うものです。

次の市内一円公園施設整備事業で1100万円の限度額設定を行っておりますが、これは、高島公園の落石に伴う対策工事におきまして、熊本地震の影響により、のり面工の工事用資機材の調達に日数を要し、年度内の工事完了が困難となったものでございます。

次の都市公園安全・安心対策緊急支援事業で1470万の限度額設定を行っておりますが、これは、国内需要の高まりにより、トイレの工事用資機材の調達に日数を要し、年度内の工事完了が困難となりましたので、繰り越しを行うものです。

次の公園施設長寿命化対策支援事業で429万円の限度額設定を行っておりますが、これも、国内需要の高まりにより、遊具の工事用資機材の調達に日数を要し、年度内の工事完了が困難となりましたので、繰り越しを行うものです。

次に、八千把地区土地区画整理事業で3327万7000円の限度額設定を行っております。これは、建物移転補償において、所有者2名の同意が得られ、年内に建物移転補償契約に至ったものの、建物移転及び家屋解体の年度内の完了が見込めませんので、繰り越しを行うものです。

款8、項1・消防費の消防団整備事業では1022万7000円の限度額設定を行っており

ますが、これは、国の2次補正に伴うものであり、消防団設備整備費補助金を活用し、消防団を中核として地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、計画的に配備していた消防団の救助用資機材等の整備に要する経費を計上しておりますが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰越明許費の設定を行っているものでございます。

続きまして、款9・教育費、項4・特別支援学校費の八代支援学校体育館非構造部材耐震改修事業で3361万円の限度額設定を行っております。これも、国の2次補正に伴うものであり、当該体育館の非構造部材の耐震改修が必要となったため、安全性を確保する観点から、耐震改修に必要な経費を計上しておりますが、年度内完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次の項8・社会体育費の総合体育館施設整備事業で702万円の限度額設定を行っておりますが、八代市総合体育館小アリーナ外部階段改修につきまして、平成30年度前期に設計を実施し、後期に工事発注を行う計画で進めてまいりましたが、入札が不調となり、改めて工期を含めて設計の見直しを行うなど、不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となりましたので、繰り越しを行うものです。

続きまして、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業で1864万9000円の限度額設定を行っております。これは、菊池人吉線外3路線におきまして、新たな残土処理施設を確保する必要があり、箇所を選定に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったものでございます。

6ページをお願いします。

続きまして、2の変更でございます。

款7・土木費、項2・道路橋梁費の道路維持事業で、補正前の金額660万円に2億110

0万円を増額し、2億1760万円に限度額の変更を行っておりますが、これは、国の2次補正に伴うものであり、平成31年度実施予定であった事業を前倒しして実施するものでございます。

災害防除工事として合志野・中鶴線外4路線、舗装工事として中央線外3路線、災害防除測量設計業務委託として朴の木線外3路線の道路維持事業を予定しておりますが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次の市内一円道路改良事業で、補正前の金額1億3752万円に2億2806万円を増額し、3億6558万円に限度額の変更を行っておりますが、これは、地権者との用地補償交渉に不測の日数を要し、年度内完了が見込めず繰り越すものと、国の2次補正に伴うもので、平成31年度実施予定の有佐貝洲大江湖線外2路線の改良工事など、市内一円道路改良事業の一部を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、全額繰り越すものでございます。

次の橋梁長寿命化修繕事業で、補正前の金額7500万円に1億5263万6000円を増額し、2億2763万6000円の限度額の変更を行っておりますが、今年度の橋梁点検の進捗がおくれたことから、計画策定に必要な資料整理に不測の日数を要し、計画策定委託の年度内の契約が困難となり繰り越すものと、国の2次補正に伴うもので、平成31年度実施予定の中谷橋の橋梁維持補修工事など橋梁長寿命化修繕事業の一部を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、全額繰り越すものでございます。

続きまして、款9・教育費、項2・小学校費の小学校空調設備設置事業で、補正前の金額5642万6000円に13億5073万円を増額し、14億715万6000円に限度額の変

更を行っております。これは、国の1次補正に伴うものであり、平成32年度に予定しておりました事業を前倒しし、早期に子供たちの健康維持と学習しやすい教育環境を確保するため、小学校23校の空調設備の設置に必要な経費を計上しておりますが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次の小学校ブロック塀改修事業で、補正前の金額573万2000円に1億2094万8000円を増額し、1億2668万円に限度額の変更を行っております。これも、国の1次補正に伴うものであり、小学校全25校におきまして、コンクリートブロック塀等の改修が必要とされた15校について、安全性を確保する観点から、改修に必要な経費を計上しておりますが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次の項3・中学校費の中学校ブロック塀改修事業で、補正前の金額316万4000円に7973万円を増額し、8289万4000円に限度額の変更を行っております。これも、国の1次補正に伴うものであり、中学校全15校におきまして、コンクリートブロック塀等の改修が必要とされた8校について、安全性を確保する観点から、改修に必要な経費を計上しておりますが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次の項5・幼稚園費の幼稚園ブロック塀改修事業で、補正前の金額125万7000円に639万4000円を増額し、765万1000円に限度額の変更を行っております。これも、同様に国の1次補正に伴うものであり、幼稚園6園におきまして、コンクリートブロック塀等の改修が必要とされました代陽幼稚園について、安全性を確保する観点から、改修に必要な経費を計上しておりますが、年度内での事業完

了が見込めませんので、繰越明許費の設定を行うものがございます。

続きまして、7ページ、お願いいたします。

第3表、債務負担行為でございます。1の追加として、国営八代平野土地改良事業負担金において、期間を平成30年度から平成43年度まで、限度額を32億2073万3000円に設定いたしております。これは、平成30年度から42年度にかけて実施されます国営八代平野土地改良事業が、平成30年12月に事業採択されたことに伴い、本市は事業完了後に負担金を支払う必要がありますことから、債務負担行為の限度額の設定を行うものがございます。

次は、第4表、地方債補正でございますが、1の変更で、まず、土地改良事業では、補正前の2億680万円から1億1710万円を増額し、3億2390万円に変更いたしております。

次の林道整備事業では、補正前の8510万円に2140万円を増額し、1億650万円に変更いたしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

道路整備事業では、補正前の7億6080万円に2億1030万円を増額し、9億7110万円に変更いたしております。

次の港湾整備事業では、補正前の3億6850万円に2億7480万円増額し、6億4330万円に変更いたしております。

次の学校整備事業では、補正前の12億8230万円に12億7330万円を増額し、25億5560万円に変更いたしております。

詳細は、15ページから16ページにかけてまして、歳入、款21・市債のところで説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で2

億8808万3000円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で1577万2000円を計上しております。これは、国民健康保険特別会計繰出金の補正に係る、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料の、一定割合相当額に対する国民健康保険基盤安定保険者支援分負担金でございます。次に、節2・児童福祉費負担金で、保育所運営費負担金の246万7000円は、認定こども園、私立幼稚園に支弁する公定価格単価の改定、及び給付対象施設の新規増加に伴い施設型給付費が増加したことによるものがございます。

次に、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金で2億4465万円を計上しておりますが、いずれも、先ほど、第2表、繰越明許費補正2の変更で説明しました、国の2次補正に伴うものであり、平成31年度予定の事業を前倒して行うものがございます。

まず、道路ストック点検・修繕事業の4100万円は、中央線外3路線の舗装工事を行う道路維持事業に対して補助されるものがございます。

次の災害防除事業の6450万円は、合志野・中鶴線外4路線の災害防除工事、及び朴の木線外3路線の災害防除測量設計業務委託を行う道路維持事業に対して補助されるものがございます。

次に、東西アクセス線改良事業の2200万円は、新牟田西牟田線の道路改良事業に対して補助されるものがございます。

次に、橋梁長寿命化修繕事業の7700万円は、中谷橋の橋梁維持補修工事や下大野川2号橋外2橋の調査設計業務委託のほか、167橋

の道路点検業務委託に対して補助されるものでございます。

続きまして、13ページに移りまして、有佐貝洲大江湖線改良事業の2200万円と、氷川高校前線改良事業の1815万円は、それぞれの路線の改良工事等に対して補助されるものでございます。

次に、目5・教育費国庫補助金、節2・小学校費補助金から、節4・幼稚園費補助金までは、先ほど、第2表、繰越明許費補正の2の変更で説明しましたが、国の1次補正に伴うものでございます。

まず、節2の小学校費補助金の2億3978万5000円は、小学校15校分のブロック塀等の改修、及び23校分の空調設備の設置に必要な経費に対して補助されるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。次に、節3の中学校費補助金の2587万2000円は、中学校8校分のブロック塀等の改修に必要な経費に対して補助されるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。次の節4の幼稚園費補助金の213万1000円は、代陽幼稚園のブロック塀等の改修に必要な経費に対して補助されますブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。いずれも、補助率は補助対象経費の3分の1となっております。次の節6の特別支援学校費補助金の987万8000円は、第2表、繰越明許費補正1の追加で説明いたしました国の1次補正に伴うもので、当該体育館の非構造部材の耐震改修に必要な経費に対して補助されます特別支援学校体育館非構造部材耐震改修事業補助金でございます。

次に、款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節1・社会福祉費負担金で9019万8000円を計上いたしております。これは、国民健康保険特別会計繰出金の補正に係ります、低所得者に係る保険税軽減相

当額に対する国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金の8231万1000円と、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料の、一定割合相当額に対する国民健康保険基盤安定保険者支援分負担金788万7000円でございます。県の負担割合は、事業費に対しそれぞれ4分の3、4分の1となっております。

次に、節2・児童福祉費負担金の134万5000円は、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、県負担分の保育所運営費負担金でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で1895万9000円を計上しております。これは、地方バス路線維持に係る経費に対して交付されます熊本県生活交通維持・活性化総合交付金でございます。

次に、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金の270万1000円は、先ほど国庫支出金で説明しましたが、認定こども園、私立幼稚園に支弁する公定価格単価の改定、及び給付対象施設の新規追加に伴い、施設型給付費が増加したことによるものでございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で1億2344万9000円を計上いたしております。いずれも、先ほど第2表、繰越明許費補正1の追加で説明しましたが、国の2次補正に伴うものでございます。

まず、産地パワーアップ事業費補助金の237万5000円は、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取り組みを行う、1つの事業主体に対して、必要な機械等の導入に要する費用の一部を補助するものでございます。

次の担い手確保・経営強化支援事業補助金の6527万4000円は、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手が、融資機関から融資を受け、温室管理シ

システムやトラクター等の農業用機械・施設等を導入する際の融資残について、郡築ほか3地区、11の経営体に対して補助するものでございます。

次の地籍調査事業費補助金の5580万円は、平成31年度実施予定の地籍調査事業の一部を前倒しして行う経費に対して補助されるものでございます。

次の節2・林業費補助金で1646万6000円を計上しておりますが、これも、先ほど第2表、繰越明許費補正1の追加で説明しましたが、国の2次補正に伴い、今回平成31年度実施予定の事業を前倒しして行うものでございます。

道整備交付金の1304万6000円と森林・林業・木材産業基盤整備交付金の342万円は、袈裟堂深水線外2路線の林道舗装工事に対して補助されるものでございます。

次に、目6・消防費県補助金、節1・消防費補助金の340万9000円は、先ほど第2表、繰越明許費補正の1の追加で説明しましたが、国の2次補正に伴うもので、計画的に配備していたAEDや油圧切断機など、消防団の救助用資機材の整備に要する経費に対して補助されます、消防団設備整備費補助金でございます。

次に、項3・委託金、目1・総務費委託金、節4・選挙費委託金の483万5000円は、任期満了に伴います県議会議員選挙の告示日が、当初の予定より7日早くなり、平成30年度中に立候補受け付け、及び期日前投票を行う必要が生じたことから、その事務に係る経費に対する県議会議員選挙委託金でございます。

15ページをお願いいたします。

款17、項1・寄附金、目2・民生費寄附金、節1・社会福祉費寄附金で100万円を計上しておりますが、これは、当初見込みを超え

る寄附があったものでございます。

目4・教育費寄附金、節7・教育振興費寄附金で500万円を計上しておりますが、これは、民間企業より高額の寄附があったものでございます。

次に、款19、項1、目1、節1・繰越金の3億9500万円は、今回補正予算の一般財源でございます。

次に、款21、項1・市債、目3・農林水産業債、節1・農業債の1億1710万円を計上しております。説明欄、一番上の県営経営体育成基盤整備事業負担金から、一番下の基幹水利ストックマネジメント事業負担金まで、4つの県営事業負担金につきましては、平成31年度実施予定の県営土地改良事業の一部を前倒しして行うもので、国の2次補正予算に伴い事業費の追加がありましたので、それぞれの対象事業費に対して100%を充当する補正予算債でございます。次に、節2の林業債の2140万円は、先ほど、県支出金で説明しましたが、国の2次補正に伴い、今回平成31年度実施予定の事業を前倒しして行うもので、袈裟堂深水線外2路線の林道舗装工事に係る市債で、起債対象事業費から県支出金を差し引いた額の100%を充当する補正予算債でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

目5・土木債、節1・道路橋梁債の2億1030万円は、これも、先ほど国庫支出金で説明しましたが、国の2次補正予算に伴い、今回31年度実施予定の事業を前倒しして行うもので、道路ストック点検・修繕事業ほか5つの事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫支出金を差し引いた額の100%を充当する補正予算債でございます。次の節3・港湾債の2億7480万円は、国の2次補正予算に伴い事業費の追加がありました、八代港港湾整備に対する県への負担金に対する充当率100%の補正予

算債でございます。

次に、目7・教育債、節1・小学校債で1億9290万円を計上しております。先ほど、国庫支出金で説明しました国の1次補正に伴うものでございます。小学校空調設備設置事業の11億1220万円と小学校ブロック塀改修事業の8070万円は、小学校23校分の空調設備の設置、及び15校分のブロック塀等の改修に係る市債で、補助対象事業費から国庫補助金を差し引いた額の100%を充当する補正予算債と、補助対象以外の事業費に対しては、充当率95%の合併特例債を予定しております。次に、節2の中学校債の5370万円も、国の1次補正に伴うもので、中学校8校分のブロック塀の改修に係る市債で、補助対象事業費から国庫補助金を差し引いた額の100%を充当する補正予算債と、補助対象以外の事業費に対しては充当率95%の合併特例債を予定しております。次の節4の幼稚園債の420万円も、国の1次補正に伴うもので、代陽幼稚園のブロック塀改修に係る市債で、補助対象事業費から国庫補助金を差し引いた額の100%を充当する補正予算債を予定いたしております。次の節5の特別支援学校債の2250万円も、同様に、国の2次補正予算に伴うもので、当該体育館の非構造部材の耐震改修に係る市債で、補助対象事業費から国庫補助金を差し引いた額の100%を充当する補正予算債と、補助対象以外の事業費に対しては充当率95%の合併特例債を予定しております。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明いたします。

17ページをお願いいたします。

款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では1億3782万4000円を計上いたしております。これは、説明欄の職員給与経費において、早期退職及び普通退職に係る12名分などの退職手当の追加を補

正するもので、また、職員派遣事業においては、県との人事交流に伴う派遣職員の受け入れ人数が、当初予定の2人から3人になりましたので、人件費負担金の不足額を補正するものでございます。

次に、目7・交通防犯対策費では、生活交通確保維持事業で2億248万8000円を計上しております。これは、乗り合いタクシー予約便の運行増加に伴い、タクシー事業者に対する補助金の追加、及び地方バス路線の維持に係る補助金で、産交バス株式会社19系統、及び株式会社麻生交通の1系統に対して補助するものでございます。

なお、特定財源として1895万9000円の県支出金がございます。

次に、目11・諸費では、まず、国県支出金等返還金事業で1億4389万円を計上しております。これは、生活保護費負担金や障害者自立支援給付費国庫負担金など、過年度に交付された国県支出金の精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。

次に、市税還付金事業の1800万円は、主に法人市民税において、高額な還付金が生じたことから、不足が見込まれるため補正するものでございます。

次に、項4・選挙費、目2・県議会議員選挙費では483万5000円を計上しております。これは、歳入の県支出金でも説明しましたが、任期満了に伴う県議会議員選挙の告示日が、当初の予定より7日早くなり、平成30年度中に立候補受け付け、及び期日前投票を行う必要が生じたことから、その事務に係る経費について補正するものです。主なものは、職員手当で220万3000円、臨時職員の賃金で96万6000円のほか、選挙機器点検委託料68万3000円などでございます。

なお、特定財源として、全額県議会議員選挙委託金を予定しております。

以上で、総務費の歳出の説明を終わります。
御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 歳入のほうで、繰越明許についてなんですけれども、12月のですね、繰越明許のほうは、かなり件数を上げていただいとったというふうに思います。今回は、主に国の補正が絡んだということで、年度内完了が難しいということからの繰り越しがあったとは思いますが、一部には、まだやっぱり不測の日数を要したとか、そういったものがあつたというふうに受けとめたんですけれども、財務のほうとして、予算を年度内完了、単年度会計の原則に従って認めた、その責任も含めてですけれども、担当課のほうに、何か御指導というんでしょうか、そういったものをなされているのかどうか、この繰越明許を認めるときに、どういった点をですね、確認されているのか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

○財務部次長（佐藤圭太君） 大倉議員御指摘のとおり、最近繰り越し事業というのが多くなつております。

指摘のあつたとおり、12月に、もう事業が繰り越しということで、繰り越しを出してもらつたんですけれども、今までですね、ほとんど3月補正で繰越明許費の補正をお願いしてはたんですが、ことは、ちょっと変えまして、繰り越しが早期にわかる事業につきましては、できるだけ12月補正に提出もらうよう指導してきたところです。12月補正に出していただいて、それで、当初予算とのですね、整合を図っていますが、当初予算で調整を図るといふふうなことで、担当課には言ってきたつもりでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 確かに、以前からすると、3月での繰越明許費の計上というものが少なくなつたなという部分はですね、受けとめております。

ただ、やっぱりどうしても、不測の日数という当初の計画が甘かつたんじゃないかというような指摘をされてもおかしくないようなですね、案件も、やはり中にはありますので、その点については、財務のほうからもしっかり担当課のほうをお願いをされる、——お願ひという部分ではおかしいと思います、指導をされるというんでしょうか、そういう業務をですね、やっていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

意見も含めましたけれども、以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 17ページ、歳出のほうですが、目7の交通防犯対策費の中で、この路線バスの補助の明確な、何か基準ちゅうのはあるんですか。

○企画政策課長（福本桂三君） これは、生活交通維持補助バスでありまして、2系統の松高、種山線の部分に係る県の補助金でございます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） そこはわかつたんですけど、明確な補助をする基準ちゅうか、例えば、バスの乗客が少ないとか、そういうのはなかですか。

○企画政策課長（福本桂三君） 路線バスがですね、運行しておりますけれども、路線バスの運行の中ですね、赤字となっている路線バスに対して、県の補助があるものでございます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） その補助の部分の、何というかな、間引きちゅうか、そういうことですか。そういうのはわからんとですか。

○企画政策課長（福本桂三君） 特にですね、割合というのはなくて、赤字の部分に対して、県の補助が、県の予算の範囲の中で補助されるという形になっております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 歳入の市債でお尋ねします。

補正予算債と合併特例債を活用されているということで、補正予算債が幾らで、合併特例債が幾らになるのか。

毎回お尋ねしておりますけれども、合併特例債が、これまで、この補正まで幾ら発行されているのかということをお聞かせください。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 今回18億9690万起債しておりますが、そのうちですね、合併特例債がですね、7億2110万円ございまして、それ以外については、全て補正予算債ということになっております。

続きましてですね、合併特例債のこれまでの発行額でございますが、今回のですね、部分も含めまして247億7000万ほど累計で発行しております、残りが153億9000万の残額になっております。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 合併特例債は、当初、合併したときに、何というんですかね、目標額というんでしょうか、発行する限度を設定されていたというふうに思うんですけど、もう、それは完全にルールといいますか、約束を破られて運用せざるを得なくなったということなんでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○財務部長（岩本博文君） 合併のときに設定していた合併特例債は、そのときも、枠は401億6000万ありまして、新市建設計画をつくる中で、どれだけの規模のものでつくっていったらいいかというところで、大体6割程度ぐ

らしいの合併特例債を使いながら、10年間の建設計画を立ててきたということです。

その後、特例債も期限が5年間延びまして、そして、さらに5年間延びてるということで、当初10年間です、401億使い切るのは、市としてもちょっと使い過ぎかなということで、半分ちょっと、10年間でそれぐらいだったらいだろうというようなところで設定はしたところでした。

震災があって、さらに延長されましたので、さらに使うのであれば、また、枠といいますか、そのとき我々が設定したところの6割設定ぐらいを、さらに超えて使う分は、期間がですね、もう10年間過ぎて、その後のまた、さらにというところの期間が延長されたところで、使い出すところでございますので、市としては、10年間で半分使って、またさらに、それ以降で、どれだけ使うかわかりませんが、それ以降、また与えられた枠の中で有効に活用できればいいかなということで、合併特例債を活用してきているような状況でございます。

○委員（大倉裕一君） 状況はわかりました。

延長があったということで、有利な財源確保するということから、借りておられるんだろうと思いますが、予定がないような、目標がないような運用というのは、やはり心配をするところがありますが、その点については、設定をして、あくまでこの辺を目標にということ、最初あったですね、何億、6割程度という、そういう、やはり目標を持った運用が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○財務部長（岩本博文君） そうですね、あと10年間という枠が与えられましたので、あと残りの分を、また半分使っていただければいいのかなというふうに思いますので、あと、枠をいっぱいいっぱい使い切るような形でですね、ほかの市債よりも大変有利な充当率ですので、その

辺は財政の運営状況を見ながら活用していきたいというふうには考えております。

○委員（大倉裕一君） あと、意見で言います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） 要望でいいですか。5ページの西片西宮線ですが、この道路は、全線開通をしないと、信号機が、警察がつかないというような話を聞いていますが、話し合いは、ちょっとされておりますかね。

○財務部長（岩本博文君） ちょっと財務部では、その進捗状況までは把握しておりませんので、申しわけないですけど、わかりません。

○委員長（前川祥子君） 要望ですか。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（前川祥子君） じゃあ、後ほどよろしいですか。

質疑は、もうありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 質疑がなければ、以上、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 1つは、繰り越しの件、先ほど言いましたので、お願いをしときたいと思います。

それから、今、合併特例債、債務全般についてなんですけれども、たとえ有利な財源といえども、借金には変わりはないんですよ。民間金融機関に一旦そのお金を借りて、そして、その借りた分について、お金を返していくと、その分が歳入としてどれだけ入ってくるかということが、何ていうんですか、不確定な部分、約束はされているけれども、不確定な部分があるということでは言われている分もありますので、その点については、やはりコマーシャルのあれではありませんけれども、計画的な利用というの

が、やはり必要になってくるというふうに思っております。その点は、留意して運用を行っていただきたいというふうに意見を申し上げておきたいと思います。

それから、お尋ねも何もありませんでした。いきなり要望という形になるんですけども、県議会議員選挙の準備に当たってであります。今回採決をした後に、いろんな準備が進められていくというふうに思うんですけども、かなり期間がタイトになってくると思いますので、そのあたり、安全の分を十分確保していただいた上での作業をですね、行っていただくように、担当課のほうにはお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） 今さっき言いましたように、全線開通をしないと信号機はつかないという話を聞いておまして、最近非常に車が多くてですね、事故も3件起きています。死亡事故が起きると、警察のほうもつけにやならぬというようなことになるとは思いますけども、そういう事故になる前にですね、ひとつお願いをしたいというふうに思います。

それと、これは全線開通をですね、早期にさせていただくように、地域の皆さんからの要望でありますので、要望しておきます。

以上です。

○財務部長（岩本博文君） 済みません、ちょっと発言の修正をお願いします。

合併特例債は、合併時6割設定と言いましたが、大体4割設定でしましたんで、済みません、ちょっと勘違いしとりました。修正させてください。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ありませんようでし

たら、以上で、歳入等及び歳出の第2款・総務費について終了します。

執行部入れかえのため小会いたします。

(午前10時54分 小会)

(午前10時57分 本会)

○委員長(前川祥子君) 本会に戻します。

次に、第8款・消防費について、総務企画部より説明願います。

○総務企画部長(増住真也君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、第8款・消防費の補正につきまして、山田総務企画部次長が説明いたします。よろしく願います。

○総務企画部次長(山田純子君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 総務企画部の山田です。

消防費につきまして、御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○総務企画部次長(山田純子君) それでは、補正予算書の21ページをお願いいたします。中段の表でございます。

款8・消防費、項1・消防費、目2・非常備消防費では1022万7000円を追加しております。

内容としましては、平成30年12月に閣議決定をされました、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を受けまして、災害時の消防団のより効果的な救助活動を実現するため、消防庁の補助金を活用しまして、未整備の救急・救助用資機材の整備を進めるものとなっております。

今回は、迅速な救命活動を行うためのAEDを13台、災害発生時に倒木や流木を除去するために使用するチェーンソーを22台、家屋の下敷きになっている人の救出などに使うエンジ

ンカッターを13台、油圧ジャッキ26台、油圧切断機を1台購入するものでございます。

また、特定財源の国県支出金340万9000円は、国の消防団設備整備費補助金でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしく願います。

○委員長(前川祥子君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(大倉裕一君) 済みません、もう一回、内訳をお願いしたいんですけど。AEDは13台、チェーンソーから下をもう一回繰り返していただいてよろしいでしょうか。

○総務企画部次長(山田純子君) 失礼いたしました。AED13台、チェーンソー22台、エンジンカッターを13台、油圧ジャッキ26台、油圧切断機を1台の予定でございます。

○委員長(前川祥子君) よろしいですか。

○委員(大倉裕一君) 国の計画ということで、恐らくどこの自治体もこのような機器の購入をされる予定があるんじゃないかというふうに思うんですが、年度内完了という原則からいくと、その原則は守れそうでしょうか。また、その点、いつぐらいをめどに、この配置を計画されているのか、そのあたりも含めてお知らせをいただければというふうに思います。

○危機管理課長(廣兼和久君) 失礼します。繰り越しということになりますので、来年度で、31年度ということになります。

以上です。

○委員長(前川祥子君) よろしいですか。

○委員(大倉裕一君) 31年度の何月ぐらいというのはわからないんですかね。例えば、苦しいのであれば、四半期の4分の3とか、4分の4とか、そういったところを、やはり目的を持って考えていく必要があると思うんですけど。

○危機管理課長（廣兼和久君） 来年度のですね、8月までには導入ということで計画をいたしております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これで質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため小会いたします。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前11時02分 小会）

（午前11時03分 本会）

◎議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号中、——（「録音がでけん」「電気だけか」「プレーカーが落ちたっちゃろう」「全部落ちとるみたいです。ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

ちょっと小会します。

（午前11時04分 小会）

（午前11時07分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部より説明願います。

○財務部次長（佐藤圭太君） 財務部、佐藤でございます。一時期、よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（佐藤圭太君） 別冊となっております、3月定例会議案書のほうをお願いいたします。

議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号でございます。総務委員会付託分について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3億3400万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ628億9620万円といたしております。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、5ページから6ページの表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正の1の追加でございますが、ここで正誤表を提出させていただいておりますが、項1・小学校費を、項2・小学校費へ、項2の中学校費を項3・中学校費へ訂正をお願いしております。申しわけございませんでした。

それでは、改めまして、款9・教育費、項2・小学校費の太田郷小学校トイレ改修事業で、1億3696万1000円の限度額設定を行っております。これは、当初予算で事業費を確保しておりましたが、国の交付金の事業採択がなされておらず、今回、国の2次補正の内示を受

けたものの、交付決定からの期間では適正な工事期間がとれず、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次に、項3・中学校費の第五中学校プール耐震改修事業で1億74万円の限度額設定を行っております。これも同様に、当初予算で事業費を確保しておりましたが、国の交付金の事業採択がなされておらず、今回、平成30年度当初予算分の内示を受けたものの、交付決定からの期間では適正な工事期間がとれず、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

款10・災害復旧費、項3・文教施設災害復旧費の公立学校施設災害復旧事業で575万6000円の限度額設定を行っております。これは、二見中学校ののり面災害復旧工事に当たり、のり面工における専門作業員の確保に努めたものの、熊本地震及び豪雨災害の復旧工事による労務需要の急増から、専門作業員の確保が困難な状況となり、のり面工の着手に遅延が生じ、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次に、2の変更でございますが、これは、先ほど説明いたしました平成30年度一般会計補正予算・13号において、国の2次補正予算に伴い、平成31年度予定の事業を前倒して予算計上を行った分について、内示額が減額となったため、同額を平成31年度一般会計補正予算・第1号に組みかえるため、減額するものでございます。

款7・土木費、項2・道路橋梁費の道路維持事業で、補正前の限度額2億1760万円から1億4220万円を減額し、補正後の限度額を7540万円といたしております。

次の市内一円道路改良事業では、補正前の限度額3億6580万円から3390万円を減額し、補正後の限度額を3億3168万円といたしております。

次に、橋梁長寿命化修繕事業で、補正前の限度額2億2763万6000円から、9262万6000円を減額し、補正後の限度額を1億3501万円といたしております。

6ページをお願いいたします。

3の廃止でございますが、これも平成30年度一般会計補正予算・13号におきまして、国の第2次補正予算に伴い、予算計上を行った分について、全地区を不採択とする内示があったため、減額するものでございます。

款5・農林水産業費、項1・農業費の担い手確保・経営強化支援事業で、補正前の限度額6527万4000円から全額を減額し、廃止するものでございます。

次に、第3表、地方債補正1の変更でございますが、第2表、繰越明許費の2の変更で説明しましたように、同じ理由により減額するものでございます。

道路整備事業は、補正前の9億7110万円から1億1910万円を減額し、8億5200万円に変更いたしております。

詳細は、11ページの歳入、款21・市債のところで説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で898万2000円を減額しておりますが、これは、今回補正予算の一般財源が減額となりましたので、地方交付税で調整したものでございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金の1億4064万4000円の減額は、第2表、繰越明許費補正の2の変更で説明いたしました。道路ストック点検・修繕事業から有佐貝洲大江湖線改良事業まで4つの事業

において、国の内示額に伴い、それぞれ減額するものでございます。

次の款15・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金の6527万4000円の減額は、担い手確保・経営強化支援事業補助金において、第2表、繰越明許費補正の3の廃止でも説明しましたが、同じ理由により減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

款21、項1・市債、目5・土木債、節1・道路橋梁債では、先ほど国庫支出金で説明しましたが、国の内示額に伴い、係る市債においても、道路維持事業で7110万円、市内一円道路改良事業で1530万円、橋梁長寿命化修繕事業で3270万円、合計1億1910万円を減額するものでございます。

以上が、歳入の説明でございますが、歳入はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

（「訂正を」と呼ぶ者あり）ああ、訂正。

○財務部次長（佐藤圭太君） 済みません、1点訂正をお願いします。

5ページの繰越明許費補正の2の変更でございますが、補正前の金額、私が3億6558万円と申しましたけども、正確には、3億6580万円に訂正、（「558万」と呼ぶ者あり）3億6558万円が正しいです。済みませんでした。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 6ページの担い手確保経営強化支援の廃止のところですが、不採択の内示があったということで、11経営体でありますけれども、これはたしか、何か、人・農地プラン、13ポイントか何か、上にならんと、

採択でけんとかという話聞きましたですけど、この11経営体の中では、トラクターとか、温室管理システムとか、導入してあつとでしょうか。その辺な、やっぱりわからんでしょうね。

○委員長（前川祥子君） 今の御質問で、わかりになる執行部はいらっしゃいますか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 済みません、細かいところまではですね、ちょっと聞いてないんですけども、とにかく13ポイントいってなくてですね、12.5ポイントまでしか届かずにですね、今後ですね、そういった取り組みの内容をですね、検討してですね、ぜひ、補助に取り組めるようにしたいというふうな意向はですね、原課のほうは申しておりました。申しわけございません。

○委員（古嶋津義君） ただ、11経営体としては購入してあつとじゃなかですか。濱本さんが来なった。

○農林水産部総括審議員兼次長（濱本 親君） 農林水産部の濱本です。

内容自体が、この人・農地プランが作成されており、農地中間管理機構を利用している地区が対象になった事業で、事業の選択に当たっては、実施希望者の経営規模や経営内容などから算出した、先ほど説明があらわれました個人ポイントをもとに、人・農地プランの地区ごとに平均ポイントを算出し、そのポイントの高い地区から採択される仕組みとなっております。

今回、国が全国からの要望を取りまとめた結果、本市では、要望した4地区全てが、国が示したボーダーラインである13ポイントを下回ったことから不採択となったちゅうことなんです。前年度が、ボーダーラインが12ポイントちゅうことで、それに向かって、大体地元の方も、生産関係とかのポイントを上げるために努力されたんですけど、基準が高くなった関係上、今回は13ポイントを下回ったちゅうことで、不採択になりました。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 内容はわかってですよ。たしか平均的な11は、12.5ぐらいだったとは思ってはおりますが、トラクターは既に購入されとつとでしようかという話です。

○農林水産部総括審議員兼次長（濱本 親君） 手元にちょっと資料がないもんですから、はっきりした事がちょっとわかりませんが、今聞いている中では、まだ購入はされてないちゅう情報だったと思います。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 後で詳しく。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） さっきの補正でもお尋ねしたんですけど、市債の内訳ですけれども、土木債、道路橋梁債ということですが、これは、何の市債が減額になるんでしょうか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） こちらは全て補正予算債でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、わかりました。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午前11時20分 小会）

（午前11時24分 本会）

◎議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部次長（佐藤圭太君） 引き続き、着座にて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（佐藤圭太君） それでは、別冊となっております議案第4号・平成31年度（2019年度）八代市一般会計予算をお願いいたします。

総務委員会付託分のうち、まず、歳入などを説明いたします。

一般会計予算書の3ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算でございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ558億1200万円と定めております。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債でございますが、内容につきましては、後ほど9ページから13ページの表で説明いたします。

次に、第4条、一時借入金でございますが、本市の歳計現金に不足が生じた場合に、その支払いの資金を補うために、一時的に金融機関から借り入れを行います。その借り入れの最高額を85億円と定めております。

第5条、歳出予算の流用でございますが、各

項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。期間につきましては、本年5月1日から、新しい元号に変わりますことから、西暦で表記しております。

まず、市県民税納税通知書作成等業務委託では、期間を西暦2019年度から2020年度まで、限度額を577万6000円に設定しております。これは、この後の2つも同じ理由でございますが、2020年度の納付書作成等に要する経費でございますが、2019年度に契約を行う必要がありますことから、設定するものです。

次の軽自動車税納税通知書作成等業務委託で、期間を西暦2019年度から2020年度まで、限度額を322万4000円に設定しております。

次の固定資産税納税通知書作成等業務委託で、期間を西暦2019年度から2020年度まで、限度額を659万円に設定しております。

次に、登記済通知書入力支援システム使用料では、期間を西暦2020年度まで、限度額を68万7000円に設定しております。これは、2019年度にシステムを更新することによる2年間のシステム使用料に係るものでございます。

次に、収納支援システムリース経費では、期間を西暦2020年度から2024年度まで、限度額を2747万3000円に設定しております。これは、2019年度にシステムを更新することによる5年間のシステムリース料に係るものでございます。

次の市税等コンビニ収納事務委託で、期間を西暦2019年度から2020年度まで、限度額を1件当たり55円に収納取扱件数を乗じて

得た額、及び基本料月額に消費税及び地方消費税の額を加算した額に設定しております。

次に、財務書類等作成業務委託で、期間を西暦2020年度から西暦2021年度まで、限度額を396万円に設定しております。これは、2019年度からの地方公会計財務書類等の作成及び分析業務委託に係るものでございます。

次の超高速ブロードバンド整備事業補助金では、期間を西暦2020年度から2022年度まで、限度額を11億4600万円に設定しておりますが、これは、2019年度から民設方式により、光ブロードバンドの未整備地区を整備するために要する費用の一部を補助するものでございます。

次に、基幹業務システム使用料では、期間を2020年度から2025年度まで、限度額を3億3396万円に設定しております。これは、2019年度にシステムを更新することによる6年間のシステム使用料に係るものでございます。

次の防災行政無線整備経費では、期間を西暦2020年度まで、限度額を9億円に設定しております。これは、2019年度から2カ年で、防災行政無線等の総合的な見直し及び再整備を行うものでございます。

次に、高田コミュニティセンター改築工事では、期間を西暦2020年度まで、限度額を2億5413万9000円に設定しております。これは、2019年度から2カ年で改築工事を行うものでございます。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース経費では、期間を西暦2020年度から2024年度まで、限度額を1278万8000円に設定しております。これも、2019年度にシステム機器を更新することによる5年間のシステム機器リース料に係るものでございます。

10ページをお願いいたします。

八代市災害援護資金貸付金に対する利子補給金（熊本地震）では、期間を西暦2020年度から2022年度まで、限度額を53万6000円に設定しております。これは、熊本地震関連の災害援護資金の償還が、2019年度から開始することに伴い、借入金の利子補給を行うものでございます。

次に、被保護者及び生活困窮者就労準備支援業務委託では、期間を西暦2019年度から2020年度まで、限度額を736万6000円に設定しておりますが、2020年4月から業務を行う必要がありますので、2019年度に契約を行うための設定でございます。

次の生活保護診療報酬明細書点検整理業務委託では、期間を西暦2019年度から2020年度まで、限度額を96万6000円に設定しておりますが、2020年4月から業務を行う必要がありますので、2019年度に契約を行うための設定でございます。

次に、平成31年度土地改良融資事業に対する元利補給金で、期間を西暦2020年度から2034年度まで、限度額を1億75万6000円に設定しております。これは、土地改良融資事業において、融資を受けた償還金に対する助成金でございます。

次に、企業振興促進条例補助金（平成31年度）で、期間を西暦2020年度から2023年度まで、限度額を4413万3000円に設定しております。これは、企業振興条例に基づく工事等建設補助金及び用地取得等補助金に係るものでございます。

次に、統合型校務支援システム使用料で、期間を西暦2020年度から2024年度まで、限度額を1億2813万9000円に設定しております。これは、学校における各種業務の電子化、効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、より質の高い教育の実現に

つなげるための新たなシステムの導入に係るものでございます。

次に、図書館システム保守点検業務委託では、期間を西暦2020年度から2024年度まで、限度額を1271万1000円に設定しております。これは、2019年度にシステムの保守点検を更新することによる5年間の点検業務委託に係るものでございます。

次の図書館システム及び機器リース経費では、期間を西暦2020年度から2024年度まで、限度額を4507万6000円に設定しております。これは、2019年度にシステム及び機器を更新することによる5年間のシステム及び機器リース料に係るものでございます。

次の不動産鑑定業務委託（消費税率引き上げ分）から、11ページ一番下の八千把小学校スクールバス運行業務委託（消費税率引き上げ分）まで、総務費で6件、民生費2件、衛生費1件、農林水産業費2件、商工費1件、土木費1件、教育費で4件、総数17件で、期間、限度額をそれぞれに設定いたしておりますが、これらは、以前に債務負担行為の設定を行ったもので、今回、10月からの消費税率引き上げに伴い、その引き上げ分について設定を行ったものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法などを定めているものでございます。詳細は、55ページから56ページ、歳入、款22・市債のところの説明いたします。

続きまして、19ページをお願いいたします。

歳入でございます。歳入につきましては、相当なページ数となりますので、国・県の支出金など、事業に伴う特定財源については、主なものの説明いたします。

まず、款1の市税から、款12・交通安全対策特別交付金までは、これまでの決算状況や平成30年度の決算見込み額に加え、国の地方財政計画などを参考に見込みを立てたものでございます。

それでは、款1・市税でございます。まず、項1・市民税、目1・個人で48億8800万円を計上しております。前年度と比較しますと、500万円の増でございますが、主な要因は滞納繰り越し分の増加によるものでございます。

次に、目2・法人で12億3490万円を計上しております。前年度より1億1790万円の増でございますが、法人税割の増加によるものでございます。

続きまして、項2、目1・固定資産税では、土地、家屋、償却資産に係るもので79億233万4000円を計上しております。前年度と比較しますと、2億5733万9000円の増でございますが、土地、家屋、償却資産、いずれも増加を見込んでいるところでございます。

次に、目2・国有資産等所在市交付金は4104万3000円を計上しております。これは、国・県の施設が所在する市町村に交付されるものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

項3、目1・軽自動車税は、前年度より2340万増の4億3610万円を計上しております。

次に、目2・環境性能割では、1700万を計上しております。これは、消費税率引き上げに伴い、10月からの自動車取得税の廃止とあわせて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化することを目的に創設されたもので、軽自動車に係るものでございます。

続きまして、項4、目1・市たばこ税は、前

年度の決算見込みなどから、前年度より2100万増の8億8300万円を計上いたしております。

また、項5、目1・入湯税では、前年度の決算見込みから、前年度より150万減の1420万円を計上いたしております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

款2・地方譲与税でございます。項1、目1・地方揮発油譲与税でございますが、1億4500万円を計上しており、これは、国税である地方揮発油税の42%が、市道の延長、面積に応じ市町村に交付されるものでございます。

続きまして、項2、目1の自動車重量譲与税は、国の見込みを参考に、前年度より4000万減の3億4200万円を計上しております。これは、国税として徴収されます自動車重量税の1000分の407が、市町村道の延長、面積に応じ市町村に交付されるものでございます。

続きまして、項3、目1の森林環境譲与税では3800万円を計上しております。これは、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため創設されたもので、総額の9割に相当する額を私有林人工林面積、林業就業者数、人口に応じ市町村に交付されるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

項4、目1・特別とん譲与税でございますが、前年度同額の2700万円を計上しております。これは、外国貿易船の入港に際し、船の純トン数に応じ、港の所在市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款3・利子割交付金では3650万円を計上しております。これは、県が徴収しました県民税利子割収入のうち、個人に係る

利子相当分の5分の3の額が、個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。30年度の決算見込みや国の地方財政計画などを参考に、前年度より1020万増を見込んでおります。

続きまして、款4・配当割交付金で、前年度より2100万増の4800万円を計上しております。これは、県に納入された配当割に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額が、個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。

23ページをお願いいたします。

款5・株式等譲渡所得割交付金では、30年度決算見込みや国の見込みなどを参考に、前年度より1600万円増の6800万円を計上しております。これは、県に納付された株式等譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額が、個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。

款6・地方消費税交付金で、前年度より1億円増の26億2100万円を計上しております。これは、県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が、国勢調査の人口及び事業所・企業統計調査の従業者数などに応じて市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款7・ゴルフ場利用税交付金で、前年度より20万増の600万円を計上しております。これは、県に納められたゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が、ゴルフ場設置に伴い、市町村の財政需要などに配慮し、ゴルフ場所在の市町村に交付されるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款8・自動車取得税交付金でございますが、30年度の決算見込み額及び国の地方財政計画を参考に、前年度より6430万減の5570

万円を計上しております。これは、県に納められた自動車取得税に95%を乗じた額の10分の7に相当する額が、市町村道路の延長及び面積に応じて市町村に交付されるものでございますが、消費税率引き上げに伴い、10月から廃止となりますので、大幅な減額となっております。

続きまして、款9・環境性能割交付金では3500万円を計上しております。これは、ただいま説明しました消費税率引き上げに伴い、10月からの自動車取得税の廃止とあわせ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化することを目的に創設されたもので、軽自動車以外の登録自動車に賦課徴収され、その一定割合が市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款10、項1・地方特例交付金、目1・減収補てん特例交付金で、国の地方財政計画を参考に7200万円を計上しております。これは、個人住民税における住宅ローン控除による減収分等を補填するもので、国から交付されるものでございます。

25ページをお願いいたします。

項2、目1・子ども・子育て支援臨時交付金では、4億2636万6000円を計上しております。これは、平成31年10月から実施されます幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を補填するため創設されたものでございます。

続きまして、款11・地方交付税では、前年度の決算見込みや国の見込みに基づき146億9000万円を計上しております。これは、国から交付されるもので、基準財政需要額と基準財政収入額の差額に対し交付される普通交付税、及び特別な財政需要を考慮して交付される特別交付税でございます。前年度と比較しますと、2億9000万の減でございますが、合併算定替による特例分が、平成28年度から平成

32年度までの5年間にわたり、段階的に削減され、一本算定へ移行することに伴う減少や、市税の増収などにより地方財政計画において、対前年度比1.1%になる見込みなどを参考に算出したところでございます。

続きまして、款12・交通安全対策特別交付金では、前年同額の1900万円を計上しております。これは、道路交通法違反で納付される反則金が、交通事故の発生件数等をもとに国から交付されるものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

款13・分担金及び負担金でございます。まず、項1・分担金、目1・農林水産業費分担金、節1・農業費分担金で9200万円を計上しております。これは、市内一円の排水路改修工事の事業分担金でございます。次の節2・水産業費分担金の75万円は、県営覆砂事業に伴う漁協の負担金でございます。

次に、項2・負担金、目1・総務費負担金、1139万1000円は、八代地域イントラネット運用に係る氷川町負担金989万4000円が主なものでございます。

次の目2・民生費負担金で、前年度より1億9282万4000円減の4億9444万7000円を計上しております。これは、先ほど地方特例交付金で説明しましたが、平成31年10月から実施されます幼児教育の無償化に伴う保育料の減によるものでございます。

まず、節1・社会福祉費負担金の3564万2000円は、主に、老人福祉施設入所者負担金でございます。次の節2・児童福祉費負担金の4億5880万5000円の主なものは、ページが一番下段にあります、施設型給付公立保育所保育料と、次のページ、一番上の施設型給付私立保育所保育料でございます。

目4・農林水産業費負担金、節1・農業費負担金の1612万6000円は、イグサ収穫機

導入支援に係るハーベスタ11台分の氷川町の負担分でございます。

目5、節1・商工費負担金337万2000円は、30年度から対象地域を氷川町、芦北町に広げて事業を展開しております八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業に対する2町の負担金でございます。

次に、款14・使用料及び手数料でございます。項1・使用料、目1の総務使用料で3142万9000円を計上しております。主なものは、新八代駅東口駐車場使用料と、次のページ、28ページの上から2つ目のコミュニティセンター使用料でございます。

目3・衛生使用料の2878万4000円は、主に斎場使用料、及び千丁健康温泉センターの温泉入館料でございます。

29ページに移りまして、目6・土木使用料で2億5461万6000円を計上しております。節1・道路橋梁使用料の4200万2000円は、電柱などの道路占用料が主なものでございます。節4・住宅使用料2億838万4000円は、市営住宅29団地分の公営住宅使用料などでございます。

30ページをお願いいたします。

目8・教育使用料で、前年度より1168万9000円減の3850万円を計上しております。これは、先ほど分担金及び負担金でも説明しましたが、平成31年10月から実施されます幼児教育の無償化に伴う幼稚園保育料の減や平成31年6月からの厚生会館休館に伴う使用料の減によるものです。

主なものは、節2の幼稚園使用料の幼稚園保育料508万5000円、節3・社会教育施設使用料1754万5000円は、文化センターや博物館などの使用料、節4・社会体育施設使用料の1014万2000円は、夜間照明使用料や千丁体育館使用料などでございます。

続きまして、31ページをお願いいたしま

す。

項2・手数料、目1・総務手数料で6791万4000円を計上しております。主なものは、住民票や印鑑登録証明などの発行に係る節3の戸籍住民基本台帳手数料5499万5000円でございます。

32ページをお願いいたします。

次に、目2・衛生手数料3億5928万3000円でございますが、主なものは、節2・生活環境手数料の環境センターへの搬入ごみ処理手数料や、ごみの有料指定袋処理手数料でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

款15・国庫支出金でございます。項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金は76億9556万5000円で、前年度より7970万2000円の増となっておりますが、その要因は、国民健康保険基盤安定保険者支援分負担金で1577万2000円の増、保育所運営費負担金で4338万3000円の増が主なものでございます。

まず、節1の社会福祉費負担金19億4923万4000円で、主なものは、説明欄の2つ目の障害者の介護給付に係る障害者自立支援給付費負担金と、説明欄6つ目の障がい児通所支援事業負担金でございます。次に、節2・児童福祉費負担金35億6597万9000円でございますが、私立保育所や認定こども園などの運営に対する保育所運営費負担金、中学生まで支給されます児童手当負担金、それから、ひとり親家庭等に児童を養育する手当を支給する児童扶養手当負担金が主なものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金では1億2803万2000円を計上しております。主なものは、地方創生推進交付金674

0万6000円で、海外クルーズ船急増に伴う観光資源強化事業や八代圏域ツナガルインターネット推進事業などに補助されるものでございます。

次に、目2・民生費国庫補助金では2億6024万円を計上しております。節1・社会福祉費補助金で6079万5000円の主なものは、地域生活支援事業補助金で、これは、障害者や障害児が自立した日常生活、社会生活を営むために行われる地域活動支援センター事業や日常生活用具給付事業などに対して補助されるものでございます。次に、節2・児童福祉費補助金1億9532万4000円の主なものは、子ども・子育て支援交付金で、子ども・子育て支援制度における、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業などに対する補助でございます。

次に、目4・土木費国庫補助金で2億2万円でございます。前年度と比べ2億3287万3000円の減は、主に、東西アクセス線改良事業や橋梁長寿命化修繕事業等の一部を、平成30年度の国の2次補正に伴い、30年度補正予算へ前倒しを行ったためでございます。

まず、節1・道路橋梁費補助金4325万円の主なものは、東西アクセス線改良事業及び橋梁長寿命化修繕事業でございます。引き続き、35ページの節2・都市計画費補助金8840万円は、西片西宮線道路整備事業と、一番下の八千把地区土地区画整理事業が主なものでございます。

目5・教育費国庫補助金2019万7000円は、前年度と比べ9714万7000円の減となっておりますが、主な要因は、節2・小学校費補助金で、前年度に計上しておりました小学校非構造部材耐震改修事業及び小学校のトイレ改修事業の減によるものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

項3・委託金、目2・民生費委託金3063万5000円は、節1・社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金が主なものでございます。

37ページをお願いいたします。

款16・県支出金でございます。項1・県負担金、目1・民生費県負担金で30億1007万5000円を計上しております。

まず、節1の社会福祉費負担金18億3414万8000円でございますが、これは、説明欄一番上の国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金、一つ飛んで、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、この2つはいずれも保険料軽減分に係るものでございます。また、このほか障害者の介護給付等に係る障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。次に、節2・児童福祉費負担金の11億6782万7000円でございますが、これは、先ほど国庫負担金のところでも説明しましたが、私立保育所や認定こども園などの運営に対する保育所運営費負担金、児童手当負担金が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

項2・県補助金、目1・総務費県補助金9871万2000円は、29年度から取り組んでおります県の熊本地震復興基金交付金を活用して、被災者の支援等を行っているもので、説明にあります被災者転居費用等助成事業のほか、5事業に対するものと、その事務費分が主なものでございます。

次に、目2・民生費県補助金では4億829万7000円を計上しております。節1・社会福祉費補助金の主なものは、説明欄上から3番目の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金でございます。39ページをお願いいたします。節2・児童福祉費補助金の主なものは、放課後児童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業等補助金や、その下3つ目の第3子以

降3歳未満児の保育料無料化に対する多子世帯子育て支援事業費補助金でございます。

目3・衛生費県補助金では6794万7000円を計上しております。主なものは、節1・保健衛生費補助金の乳幼児医療費助成事業費補助金でございます。

40ページをお願いいたします。

目4・農林水産業費県補助金では6億9483万3000円を計上しております。主には、節1・農業費補助金の6億2763万2000円でございます。説明欄中ほどの地籍調査事業費補助金、下から3つ目の多面的機能支払交付金事業補助金、また、41ページに移りまして、上から2つ目のいぐさ収穫機導入支援補助金、2つ下の農業次世代人材投資事業補助金が主なものでございます。

次に、目5・商工費県補助金、節1・商工費補助金では1500万円を計上しております。これは、くまモンファニチャーの設置やこいこい通りの改修など、くまモンをフックとした寄港地の魅力アップ事業に対して補助されるものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

下段の項3・委託金、目1・総務費委託金で3億9179万2000円を計上しております。前年度と比べ1億7731万8000円の増の主なものは、43ページになりますが、節4・選挙費委託金で、平成31年度予定されております県議会議員選挙、参議院選挙及び県知事選挙に係る委託金でございます。また、このほか、主なものとしては、42ページに戻りますけれども、節2・徴税費委託金の県民税徴収事務委託金などがございます。

次は、44ページをお願いいたします。

款17・財産収入でございます。項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入2141万7000円は、土地建物貸付収入や日奈久メガソー

ラー貸付収入、自動販売機設置料が主なものでございます。

次に、目2・利子及び配当金1659万4000円は、45ページにかけまして、説明欄に記載しております各基金の利子が主なものでございます。

46ページに移りまして、項2・財産売払収入、目1・不動産売払収入の5600万1000円で、前年度と比べ9912万6000円の減となっております。その要因は、八千把地区土地区画整理事業保留地売払収入の減によるものでございます。

次に、款18、項1・寄附金でございます。目1・総務費寄附金で3億1167万円を計上しておりますが、主なものは、ふるさと納税によるふるさと元気づくり応援寄附金でございます。

続きまして、47ページの下の方でございます。

款19・繰入金でございます。項1・基金繰入金の主なものは、48ページになりますが、目5・八千把地区土地区画整理事業基金繰入金5347万8000円、目6・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金として、平成31年度全国高等学校総合体育大会開催事業など21事業に1億461万4000円、目8・まちづくり交流基金繰入金として、2019女子ハンドボール世界選手権大会開催事業など7事業に1億5342万9000円、目10・市有施設整備基金繰入金として、斎場施設整備事業に3000万円、49ページに移りまして、目11・教育文化センター建設基金繰入金として、公民館施設整備事業に752万7000円でございます。

目12・平成28年熊本地震復興基金繰入金2750万6000円は、防災対策事業など3事業に係るものでございます。

続きまして、款20・繰越金でございます。

平成30年度からの繰越金を前年同額の11億円計上しております。

50ページをお願いいたします。

款21・諸収入でございます。まず、項1・延滞金加算金及び過料でございますが、目1・延滞金で、前年度の決算見込みなどから1000万円を計上しております。

次に、項3・貸付金元利収入の目1・総務費貸付金元利収入で4111万4000円を計上しております。市が地域総合整備財団の支援を得て、民間事業者は無利子の貸し付けを行っているものに対する元金返済分である、地域総合整備資金貸付金元金収入が主なものでございます。

51ページをお願いいたします。

目4・商工費貸付金元利収入で5億円を計上しております。中小企業経営安定特別融資預託金元金収入を初めとする各預託金の元金収入でございます。

続きまして、52ページの項4・雑入でございます。目5・雑入では3億9562万9000円を計上しております。主なものとして、まず、節2・消防団員等公務災害補償等共済基金収入で、消防団員退職報償金、次の節3の公営住宅共益費などでございます。そのほか、節8・雑入で2億9886万4000円を計上しておりますが、主なものは、説明欄の上から順に、熊本県企業局荒瀬ダム撤去対策事業負担金は荒瀬ダムボートハウス再編整備に対するもの、そのほか生活保護費返還金、熊本縣市町村振興協会市町村交付金がございます。また、災害派遣人件費負担金は、職員3人分に対するものでございます。

53ページに移りまして、環境センターにおけるアルミニウム等再資源化物販売代金納付金、それから、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、熊本県交流職員給与負担金がございます。

次の病院事業未収金と、一つ飛んで、病院事業剰余金は、病院事業会計の閉鎖に伴うものでございます。

そのほかに、指定管理者からの納付金としまして、中段に広域交流地域振興施設納付金と、その3つ下の、日奈久温泉施設「ばんぺい湯・東湯」納付金がございます。また、その2つ下には、八代市総合体育館の施設命名権料、ネーミングライツがございます。

最後に、55ページをお願いいたします。

款22・市債でございます。まず、項1・市債、目1・総務債は16億8890万円でございます。臨時財政対策債13億8900万円が主なもので、これは、国の地方財政計画をもとに見込んだものでございます。

次の目2・民生債の2530万円は、ひので保育園の施設整備に係るもので、補助対象経費から国庫補助金を除いた額の95%でございます。

次の目3・衛生債で、主なものは市立病院等解体事業の工事に伴う実施設計費の95%の1050万でございます。

次に、目4・農林水産業債1億5500万円は、前年度より1億5280万円の減となっておりますが、主な要因は、県営経営体育成基盤整備事業負担金や県営排水対策特別事業負担金等の一部を平成30年度の国の2次補正に伴い、30年度補正予算への前倒しを行ったためでございます。

節1・農業債で、主なものは、上から、昭和地区等の県営経営体育成基盤整備事業負担金の90%に当たります3110万円、古閑浜地区等の県営排水対策特別事業負担金の90%の1910万円、文政地区等の県営海岸保全事業負担金の90%の1160万円でございます。次に、節2・林業債の主なものは、道整備交付金事業の3410万円で、これは、林道の開設・改良などの事業費から県補助金を除いた額に、

過疎・辺地債の100%、または公共事業等債の90%分でございます。

次に、目5・商工債は1億4810万円でございます。節1・観光債の主なものは、かわまちづくり推進事業の遥拝堰下流左岸高水敷整備工事に係る経費に対して95%の9500万円と、荒瀬ダム撤去対策事業の荒瀬ダムポートハウス再編整備に係る経費から、県の負担金を除いた額に対して100%の過疎債5190万円でございます。

次に、目6・土木債は13億1440万円でございます。節1・道路橋梁債は、市内一円道路整備事業に係るもので、歩行空間バリアフリー化推進事業費、道路新設改良事業費、橋梁改修事業費の90%分、それから、シンボルロード整備事業費等の95%分、防災対策事業費の100%分、坂本、東陽、泉地域の道路新設改良事業費の100%分などで7億4070万円でございます。節3・港湾債は、八代港の国直轄事業及び重要港湾改修事業に係る県営事業負担金の90%の2億3870万円でございます。56ページをお願いいたします。節4・都市計画債2億7820万円の主なものは、南部幹線道路整備事業で、95%の4750万円、西片西宮線道路整備事業で、国庫補助金を除く95%の5870万円、市内一円都市下水路整備事業で、90%の4100万円、一番下の八千把地区土地区画整理事業で、国庫補助金を除く90%の1億1780万円が主なものでございます。

次に、目7・消防債は6億5820万円で、主なものは、防災行政無線整備事業の防災行政無線等の総合的な見直し及び再整備を行う経費に対して100%の6億1100万円でございます。

次に、目8・教育債は2億2280万円でございます。前年度と比べ4億2980万円減の主なものは、小学校債では、前年度に計上して

おりました体育館などの小学校非構造部材耐震改修事業及び小学校トイレ改修事業、中学校債では中学校のプール整備、社会教育債では総合体育館の改修及び東陽運動公園の改修等があったためでございます。

節1・小学校債の1110万円は、小学校復旧・復興関係事業の太田郷小学校の非構造部材耐震改修工事設計や植柳小学校のグラウンド等屋外照明設置工事に対して100%の950万円が主なものでございます。節2・中学校債1830万円は、中学校施設整備事業の第五中学校の特別教室棟防水改修工事に対して95%の870万円や、東陽中学校体育館床改修工事実施設計に対して100%の240万円が主なものでございます。節3・社会教育債1億7230万円は、民俗伝統芸能伝承館整備事業の既存施設解体工事及び基本実施設計に対する95%の1億1080万円が主なものでございます。節4・学校給食債は、学校給食センター改修事業の西部学校給食センター屋根改修工事に対する95%の2110万円でございます。

次の目9・災害復旧債1億570万円は、前年度より10億1160万円減少しておりますが、前年度は市庁舎の解体費を計上していたためでございます。主なものとしては、市庁舎施設災害復旧事業の仮設庁舎のプレハブリース料などに対する100%の1億570万円でございます。

以上、平成31年度八代市一般会計予算に係る歳入の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、午前中の審議は、歳入等の説明までとし、しばらく休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

（午後0時10分 休憩）

（午後1時10分 開議）

○委員長（前川祥子君） 休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

それでは、午前中に説明のありました歳入等について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 市税の固定資産税のところで、前年度比較で2億5700万を超える収入増というふうに見込みを立ててあるんですけど、土地と家屋、償却資産、一部にはハウスに課税をかけるのかというような話も、何かちらっとお聞きしたことがあるんですけど、今、土地と家屋の状況がどういうふうなものか。あと、償却資産のところですね、農業の関係とか、そういったところへの課税がどげんなつとつかという感じのところをお聞かせいただければと思います。

○資産税課長（松川由美君） 資産税課でございます。

ただいま資産税の状況についてということでお尋ね頂戴いたしました。御存じのとおり、資産税につきましては、土地、家屋、償却資産がございまして、

まず、土地のほうから順に御説明させていただきたいと思っております。先ほど来、財務部次長のほうからもですね、増額だということで、お話ありましたけれども、これにつきましては、3年に一度の評価がえの年が、今年度、平成30年度にあったということが、理由として一つございます。こちらにつきましては、評価がえを3年に一度、土地と家屋については見直しをするということになっております。ことしの予算額と昨年度の予算額を比べた場合、30年度、ことしの予算額につきましては、土地のほう、地価が下落傾向にありますもんですから、予算額もちょっと低目で、抑え気味で予算設定をしていたということです。

家屋のほうにつきましても、3年に1回経年補正をかけますもんですから、その分が評価額

として減額となるということです。3年に1回、既存の家屋につきましては、評価が下がっていくというようなことで、予算額としては下がるということになります。なので、ことしとでも、31年度の予算がととも上がるように、今増減として、金額が出ているわけですが、そういう事情が背景としてあるということを、まずもって、お知らせをさせていただきます。

土地のほうにつきましてはですね、まず、下落傾向のほうにあるということでお話をさせて、今いただきましたけれども、全国的に見まして、だんだん上昇傾向にありますよというようなことが、ニュースのほうでも出ているかと思えます。昨年の9月ぐらいに、県の基準がということで、新聞のほうにも報道が出ておりました。そちらのほうでは、プラス0.3と、0.3%ということで出ておりましたけれども、本市、八代市におきましては、まだマイナスの0.6%ということで、まだ下方というか、下落傾向にあるということでございます。

ただ、これまでのですね、ここ数年の状況を見ますと、10年ぐらい前までは、マイナスの10%とか、——済みません、マイナスの3%とか、台だったんですけども、だんだん鈍化してきておまして、今は0.何%というような大台にまで鈍化してきている状況でございまして、だんだん下げどまりになってきているのかなあというふうには思っているところでございます。

家屋のほうにつきましてはですね、こちらのほうも、3年に一度の評価がえが今年度ありましたもんですから、増減では少し上がって、1億ぐらいですね、上がっているところにはなっておりますけれども、こちらにつきましては、新增築を平成30年にされたところが、来年度の課税の対象となります。その分が、大体約1億円ほど、今度出てくるかなということで、去

年との差額も1億円ぐらいの増ということで見込んでいるところでございます。

新增築の軒数を、ちょっと見てみますと、あんまり変わりはなくでですね、大体年間550軒程度が、市域全体で新增築がなされているところであります。

今年度というか、10月から消費税も上がりますので、駆け込みでお家を建てるとようなこともあるのかなというふうに思っておりましたけれども、平成26年にですね、5%から8%になったときには、結構軒数も50軒ほど、通常よりは上がったんですけども、ことしにつきましては、それほど顕著な動きはないというようなところで、例年並みというようなところでございます。

償却資産のほうにつきましては、ハウスとおっしゃいました、ビニールハウス、農業関係がされている事業主さんに対しまして、償却資産ということで課税をさせていただいているところでございます。そちらにつきましてはですね、平成27年度から、5カ年計画で実地調査ということで、国のほうに確定申告をされている分と、市のほうに申告していただいている分とで、ちょっと差があるといえますか、漏れだったりとか、適正になってない、廃棄したのに、まだ申告として上がっているというようものがありますもんですから、そのあたりを照合して、適正な課税にしましょうということで、5カ年計画でしております。そちらのほうの取り組みが、ことしが4年目でございます。来年が5年目ということで、最終年度になりますけれども、そちらのほうも、今までで、大体2億ぐらい、その分で増収ということで、今4年間分ですね、取り組んで、成果が出ているというようなところではございます。

これまでがですね、過去農業資産については、余り申告制なもんですから、申告いただけないというような状況がありましたもんです

から、そのあたりについて、私どものほうから、農業主さんに御案内をして、課税対象になるんですよというようなお話をさせていただいて、今取り組んでいるというところでございます。

償却資産については、5600万ほど増額ということではおりますけれども、ことしが4年目、来年が最終年度ということでございますが、八代市域を一通り全部実地調査させていただきました。前倒しでしたところがありますもんですから、今までほど増収が見込めないのかなということで、少し減額させて、計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 幅広く、丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございました。

大体の流れ、傾向というのがつかめたところでは。特に、償却資産のところ、農家の方からですね、急に課税対象とかとって、反発の何か、反発ちゅうか、理解のけんというようですね、お怒りのお言葉をよく聞くことがあるんですけども、行政は行政としての言い分があるんでしょうし、農家の方々は、農家の方々として言い分をお持ちだというふうに思います。そのあたりはですね、丁寧な対応をとっていただきながら、しこりの残らないような取り組みをですね、お願いをしておきたいというふうに思うところです。

とりあえずは、とりあえず。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 先ほども補正予算でお尋ねしたんですけど、市債のところをお聞かせください。

市債が、当初予算でいくと、43億ですかね、43億確保してあると思うんですけど、それぞれいろんなメニューを活用されておるとは思うんですが、合併特例債に限って、ちょっと

お尋ねをしたいと思います。31年度の合併特例債の活用について、お願いしたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 31年度の合併特例債の活用ということですが、どなたか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） お世話になります。31年度当初はですね、7億5840万円を計上いたしております。それでよろしいですか。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか、今ので。

○委員（大倉裕一君） 先ほどの金額に、補正に足し合わせれば、発行額という形になりますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、なると思いますので、大丈夫です。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。いいですか。お尋ねしなくてもよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） なると思いますので、計算をしたいと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないようでしたら、以上で、歳入等について終了します。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後1時23分 小会）

（午後1時25分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、歳出について、説明を求めます。

まず、第1款・議会費について、議会事務局から説明願います。

○議会事務局長（國岡雄幸君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会

事務局の國岡でございます。

議案第4号・平成31年度（2019年度）八代市一般会計予算中、議会費の審議をお願いするに当たりまして、その前に、概要及びその所見につきまして御説明申し上げます。まことに済みませんが、着座いたしまして、説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○議会事務局長（國岡雄幸君） それでは、予算書の57ページの上段のほうをごらんいただきたいと思います。

平成31年度（2019年度）予算の議会費総額は3億6830万5000円で、前年度と比べまして44万7000円の微増の歳出予算となっております。

議会費につきましては、義務的経費の占める割合が大きく、節1・報酬から、節4・共済費までの経費を合計いたしますと、議会費全体の88.2%、約9割を占めているところでございます。

平成31年度（2019年度）の予算編成の考え方といたしましては、需用費、委託料等の経常的経費につきましては、前年度実績を踏まえ、可能な限り節減、抑制をいたしまして、予算計上をいたしております。本当初予算におきましても、引き続き効率的、効果的な事務事業の推進、並びに目的にかなった予算執行が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議会運営事務事業及び政務活動費交付事業のこれら事務執行に当たっては、28名の議員各位の職務を補助する機関といたしまして、私ども事務局職員は十分な情報収集能力を高め、質の高い職務環境を議員に提供することが、その責務であるとの認識を、さらに深めていく必要がございます。

また、直接、議会費で対応いたしません、再来年度末に完成予定の新庁舎の6階に予定さ

れております議会フロアにつきましては、なお一層議会、委員会運営が円滑に行えるよう、並びに本市議会が、市民により身近に感じられるよう、関連するシステム導入等に向けて、引き続き関係部署と協議を行ってまいります。

以上が、平成31年度（2019年度）八代市一般会計予算中、議会費を御審議いただくに当たっての概要説明及びその所見とさせていただきます。

この後、予算の節別及び詳細につきましては、増田次長より御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議会事務局次長（増田智郁君） 皆さん、改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。

それでは、先ほど局長のほうから総括のほうを説明させていただきましたので、私のほうから、歳出の議会費の詳細について、御説明のほうさせていただきますと思います。説明につきましては、着座にて行わせていただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、別冊となっております予算書の、今、お開きだとは思いますが、57ページを改めてごらんいただきたいと思います。

今ほど局長からございましたように、議会費につきましては、平成31年度予算として3億6830万5000円を計上いたしております。平成30年度と比較いたしますと、全体で44万7000円、率にして0.1%の微増でございます。

それでは、説明欄に基づき、節区分とあわせて、その主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、節1・報酬から節4・共済費までにつきましては、こちらにつきましても、先ほど局長より説明ございましたが、議会費におきまし

ては、これらの義務的経費が議会費の約9割を占めており、これは、議員各位28名分、一般職10名分に係る分でございます。額といたしましては3億2486万4000円を計上いたしております。

次に、議会運営事務事業でございますが、議会運営の円滑な遂行を図ることを目的といたしまして、議会運営全般にかかわる事務処理経費3210万7000円となっております。

この議会運営事務事業における主なものを申し上げますと、節7・賃金の302万9000円は、公用車の運転管理業務及び議会事務局の事務補助に係る非常勤職員分、2名分の人件費でございます。次の節9・旅費の1460万7000円につきましては、常任委員会並びに議会運営委員会の行政視察旅費530万円のほか、この節の中に会議出席費用弁償495万8000円、さらには、平成30年度補正予算にて対応させていただきました、議員の海外行政視察に係る経費、7名分の140万円などが含まれております。次の節10・交際費の60万円は、各種総会出席等に伴う会費などに支出するものでございます。節11・需用費の621万3000円は、やつしろ市議会だより4万9300部の年4回の印刷経費約404万円、八代市政の概要100冊の印刷経費約114万円などでございます。次の節12・役務費の7万5000円は、経済企業委員会の海面調査に伴うクローニーベイハイ号の操船料などでございます。次の節13・委託料の679万円は、常任委員会や議会運営委員会などの委員会記録等作成業務委託に要します経費234万5000円、本会議録作成業務委託に要します経費297万9000円のほか、会議録検索システムの保守点検委託料約48万円、議会中継システム機器の保守点検委託料約61万円などでございます。節14・使用料及び賃借料61万3000円は、会議録検索システムリース料といたし

まして、ソフトウェアリース料36万7000円などが主なものでございます。なお、本システムリース料につきましては、31年度契約内容の見直しを行い、平成30年度と比較し、約57万円の費用削減を行っております。

以上が、議会運営事務事業に伴う予算でございます。

最後に、節19・負担金補助及び交付金1133万4000円についてでございますが、こちらにつきましては、政務活動費交付事業でございます。各会派に交付いたします政務活動費といたしまして1008万円が主なものでございまして、そのほかに、全国市議会議長会や熊本県議長会及び各種協議会等にかかわります負担金125万4000円を含みました内容となっております。

以上が、31年度の議会費における予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（國岡雄幸君） 済みません、私が、先ほどの説明の中に、議会総額につきまして、前年と比べまして、447万円の微増と申し上げましたが、正確には44万7000円でございます。おわびし、訂正させていただきます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で、第1款・議会費についてを終了します。

次に、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費について説明願います。

○市長公室長（東坂 幸君） それでは、平成31年度当初予算案に係る総務費の歳出予算を御審議いただくに当たり、関係します各部長から、まず、予算案に関する考え方、総括等を述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、市長公室関連では、その基本としまして、昨年に引き続き、第2次八代市総合計画、並びに市長の基本施策、5つの柱を念頭に置いた予算案といたしております。

それでは、市長公室が所管します主な事業につきまして説明いたします。

平成29年度までは、友好都市や国際交流関連の業務は、秘書広報課で担当しておりました。しかし、10年前と比べ、2倍以上も増加しております外国人の市民数は、1月末現在で2411人となっております。本市の国際化に向けた取り組みを充実するためには、本年度、昨年4月ですけれども、組織再編で市長公室内に国際課を設置いたしました。

なお、本年度当初予算には、基本的な事務費のみの計上でございましたことから、31年度は国際交流だけで1049万2000円の事業費の増となっております。

国際課では、従前から実施しておりました北海市との交流事業について、これからの時代を担う子供たちに、一人でも多く国際感覚が身につく機会をふやしてもらうため、北海市への派遣、受け入れとともに、これまでの生徒10人を15人と、人数枠を広げて実施する予定でございます。

また、昨年友好交流協定を結びました台湾基隆市へ40名規模の市民使節団を派遣する予定といたしております。

次に、国際理解の促進や海外との交流をさらに促進するため、国際交流員を配置するほか、多文化共生社会を目指す上で基盤となる組織づくりとして、国際交流協会の設立を促します。

また、外国人市民向けに、医療、福祉、税金、出産・育児、交通、ごみ処理とリサイクルなどについてまとめた生活ガイドブックを、英語、中国語、ベトナム語で作成、配布することにより、市民間トラブルの未然防止と外国人市民の生活支援に寄与します。

次に、秘書広報課では、多くの市民の皆さんに市の方針や考え方への御理解をいただくため、広報やつしろによる情報発信はもちろんのこと、エフエムやつしろやホームページなど、さまざまなメディアを活用し、必要な情報をタイムリーに提供してまいります。

最後に、人事課では、職員自身のスキルアップや意識改革、モチベーション向上を促し、行政機能をフルに発揮する市役所を目指します。

職員のスキルアップを実現するには、その時々に応じた職員研修や、人材育成のための環境づくりが重要であると認識しておりますことから、行政ニーズを的確に把握し、多角的かつ計画的な職員研修を実施することで、職員一人一人の資質向上、意識改革等を図り、より質の高い行政サービスを推進してまいります。

また、人材の確保も重要な課題であり、任期付職員や再任用職員の適正配置により、人材の有効活用を図りますとともに、人事評価制度の適正な運用により、職員のモチベーションの向上に努めてまいります。

一方、職員の心身両面にわたる健康管理は最も基本的な重要事項でございまして、八代市心の健康づくり計画に沿った取り組みに加え、ストレスチェック制度の有効活用など、職員の勤務環境の改善にも力を入れてまいります。

市長公室といたしましては、行政に対し市民が求める、正確、スピーディーな対応を基本にしながら、市政の見える化を念頭に、国際化など時代の変化に柔軟に対応した業務展開に取り組んでまいります。

以上、総務費におきます市長公室の総括とさ

せていただきます。

○総務企画部長（増住眞也君） 改めまして、皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部でございます。

それでは、新規事業を中心に、総務企画部の総括をさせていただきます。座りまして説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務企画部長（増住眞也君） まず、第2次八代市総合計画の進捗管理を行うため、重点事業で、事業ごとに設定をいたしました重要業績評価指標、いわゆるK P Iに関する市民アンケートを実施いたします。

また、八代市総合戦略の計画期間が2019年度までとなっていることから、次期計画期間に合わせまして、人口ビジョンの見直しと新たな総合戦略の策定作業を行うこととしております。

次に、人口減少対策の一つとして取り組んでいます結婚活動応援事業については、婚活事業を実施する団体・企業に対して支援を行う事業に加えまして、今回、定住自立圏を構成している八代市、氷川町、芦北町と連携し、体験型婚活イベントを実施いたします。

次に、八代・天草架橋建設促進事業では、前年度に実施しました調査結果をもとに、架橋の必要性をお示しするとともに、官民連携した総決起大会を開催し、地元機運の盛り上げりを地域内外に広くアピールしてまいります。

次に、生活交通確保維持事業では、4月に廃止される椎原線にかわりまして、五家荘地域振興会が実施するグループタクシー運行に対する財政支援を行うことで、五家荘地域における新たな公共交通の導入を図ります。

次に、市内における情報通信格差の解消と企業誘致の環境整備を行うことを目的としまして、光インターネット回線が未整備である地域に、段階的に2022年度までに光通信回線の

整備を行ってまいります。31年度におきましては、整備を行う事業者の選定及び調査設計費の一部を補助いたします。

最後に、泉支所におきまして、31年度新たに、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウや知見を有する人材を集落支援員として配置し、集落の巡回や集落の課題の整理、行事やイベントの企画、実施支援などに従事していただくと考えております。

以上、総務企画部の総括とさせていただきます。

○財務部長（岩本博文君） 財務部でございます。座りまして、説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部長（岩本博文君） それでは、平成31年度当初予算関係での財務部の主な事業についての説明をさせていただきます。

まず、財政が所管する関係でございますが、ふるさと納税につきましては、八代地域限定の魅力ある特産物などをお礼の品として、寄附金の増収と地域活性化に取り組んでいます。

平成30年度の寄附金額は約3億円を見込んでおり、平成29年度の1億8000万円からは、新たな取り組みなどにより増加しております。平成31年度は、返礼品の返礼率を3割以下に厳守するとともに、地元産品の基準が厳格化されるなど、厳しい状況が見込まれますが、インターネットのポータルサイトの見直しや八代ならではの贈り物を、さらに充実することで、八代市の魅力発信を行いながら、自主財源の確保に努めてまいります。

また、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化など、本市の公共施設等の管理に関する基本的な考えを示す八代市公共施設等総合管理計画を一昨年3月末に策定しております。

平成31年度は、公有財産運用推進係とファシリティマネジメント推進係を、新たな資産経営課として組織化し、施設管理者が作成する個

別計画を支援するとともに、公共施設等の有効かつ効率的な管理運営に役立つ研修を開催するなど、事業のさらなる推進を図ってまいります。

次に、新庁舎建設関係につきまして、昨年6月の基本設計完了後に取り組みを進めておりました実施設計が完了見込みでございます。実施設計完了後は、速やかに工事着工に向けての手続を進めてまいります。

次に、税関係でございますが、市民税につきましては、個人及び法人市民税の税収がふえており、また軽自動車税においても、平成28年度の税率改定から税収増となっております。

また、固定資産税におきましては、地籍調査終了後の登記事務が、平成31年度から本格的に強化されることに伴い、登記変更件数の大幅増が見込まれますことから、土地の評価、調査、システム入力などへの取り組みについて強化することとしております。

今後も引き続き、公正公平な課税に努めてまいります。

また、税の徴収につきましては、引き続き、滞納整理の早期着手を行い、現年度課税分の収納率向上と翌年度への滞納繰り越しの抑制を図ります。

早期の催告書発送と財産調査を徹底し、差し押さえ等の滞納処分を強化し、累積滞納額の削減に努めるとともに、税負担の公平性を確保してまいります。

平成29年度から、納税課内に債権対策室を新たに設け、強制徴収公債権についての一元的な滞納整理に取り組んでおり、平成31年度も引き続き取り組みを強化してまいります。

以上、主な事業について申し上げたところでございますけれども、財務部は財政を預かっておりまして、財政面では、財源の確保に努め、健全な財政を維持し、将来にわたっても持続可能なものとなるような財政を運営していきたい

と考えております。よろしくお願ひいたします。

○市民環境部長（潮崎 勝君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）最後になります。市民環境部です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民環境部長（潮崎 勝君） それでは、当委員会所管の総務費中、市民環境部が所管いたします当初予算の主な事業につきまして、総括及び方針の一端を述べさせていただきます。

まず、市民活動政策課が所管します住民自治の推進についてでございますが、現在、それぞれの地域協議会において、創意工夫のもと、地域の特色を生かしたまちづくり活動を展開していただいております。

平成29年4月から地域協議会に委託しておりますコミュニティセンターの一部管理業務については、平成31年度、新たに1校区が希望され、計17の地域協議会に管理業務を受託していただく予定でございます。

次に、協働の推進に関する研究事業でございますが、八代市協働のまちづくり推進条例の制定を本議会に提案しており、本条例をより実効性のあるものとするため、8月の条例施行にあわせ、市民フォーラムの開催を予定しております。

今後も、市民と市の協働によるまちづくりを推進していただくために、地域の自主性、主体性を尊重し、地域の皆さんの要望や意見をしっかりと受けとめて取り組んでまいります。

次に、コミュニティセンターの維持管理及び施設整備でございますが、住民の皆様に、いつでも安心して施設を快適に利用していただけるよう維持管理を行い、あわせて、復旧・復興プランに基づき、コミュニティセンターにおける防災拠点としての機能の充実を図るとともに、誰もが利用しやすい施設となるよう、計画的に

整備を進めてまいります。特に、来年度は、改築計画を進めておりました高田コミュニティセンターの工事に着手いたします。2020年度末の完成を予定しているところでございます。

また、市政協力員関係でございますが、市政協力員が受け持つ担当地区の見直しについて、地域の実情などにより、市に対し要望がありましたことから、今年度の坂本地区の再編に続きまして、平成31年度からも東陽、泉両区において、受け持ち地区の再編を行います。

今後も市政協力員の皆様のお声をいただきながら、地域の実情を考慮しながら、地区の再編や業務内容などの見直しを検討してまいります。

次に、人権政策課が所管します人権政策についてでございますが、人権啓発センターを活用しながら、人権が尊重される平等なまちづくりの実現を目指して、市民の人権意識の高揚やあらゆる分野への男女共同参画が促進されるよう、関係団体等を含め、市民への啓発活動などに積極的に取り組み、さらに青少年の健全育成や薬物乱用防止などに取り組んでまいります。

なお、平成30年度末で現在の男女共同参画計画の計画期間が終了し、ことしの4月から向こう5年間の第2次男女共同参画計画がスタートいたします。この計画では、重点的に取り組むべき施策として、本市の課題でもあり、男女共同参画をめぐる新たな動きである女性の活躍推進と、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりを位置づけまして、さまざまな取り組みを展開してまいります。

最後になりますが、市民課におきましては、年度末、年度初めの住民異動増加などにより、繁忙期の窓口混雑の緩和対策として、土曜日、日曜日の開庁を実施することとしております。

また、常駐の案内係員としてフロアマネジャーを継続して配置し、便利で、優しく、わかり

やすく、早い窓口を目指して取り組んでまいります。

以上が、市民環境部が所管いたします当初予算に関する総括及び方針の一端でございます。

今後も、市議会を初め市民の皆様の御意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、事業の着実な遂行に努めてまいりたいと考えております。

なお、各事業の内容につきましては、この後、担当次長から説明がありますので、よろしくお願いたします。

○財務部次長（佐藤圭太君） 財務部の佐藤でございます。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（佐藤圭太君） 議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算のうち、款2・総務費、款11・公債費、款12・諸支出金、款13・予備費の総務委員会付託分について説明いたします。

説明に当たっては、職員給与経費は省略し、新規の取り組みや事業費の大きいものを中心に説明させていただきます。

それでは、57ページをお願いたします。

款2・総務費でございます。まず、項1・総務管理費、目1・一般管理費で26億2698万3000円を計上しております。前年度に比べ5294万2000円の減となっておりますが、職員給与経費の減が主な要因でございます。

58ページをお願いたします。

説明欄8つ目、支所一般事務事業、泉支所346万8000円は、産休代替職員経費187万7000円、公用車修繕等93万1000円のほか、地域の集落と市のパイプ役として、市が委嘱する集落支援員の報酬40万円が主なものでございます。

次に、2つ下の消費者被害救済事業736万

7000円は、常時2名体制の消費生活相談員の報酬546万2000円、毎月2回実施の無料法律相談の弁護士謝礼66万7000円が主なものでございます。

次に、2つ下の入札・契約・検査事務事業551万7000円は、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会に対する電子入札システム負担金480万円が主なものでございます。

次に、3つ下の出張所関係事業1619万7000円は、出張所に勤務する非常勤職員10名の賃金1267万7000円、それから、社会保険料196万5000円などでございます。

次に、2つ下の臨時職員関係等事業3096万1000円は、産休代替等緊急対応の臨時職員賃金として2500万円、及び社会保険料387万5000円が主なものでございます。

次に、3つ下の職員派遣事業3627万7000円は、熊本県市長会東京事務所、熊本県福岡事務所などに派遣している職員の帰庁報告、赴任、帰任などの旅費266万1000円や派遣職員の住宅借り上げ料796万3000円、3名分の県人事交流職員給与等負担金2550万円などでございます。

次の職員研修事業1146万4000円は、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター、自治大学校などへの派遣旅費485万2000円、コミュニケーション向上研修、女性活躍推進研修などの事業委託料244万1000円、通信教育や自治大学校等の実務派遣研修の研修負担金314万3000円、資格取得助成などの自己啓発助成50万円が主なものでございます。

次のふるさと納税事業1億8375万6000円は、臨時職員2名分の賃金及び共済費の287万5000円や、ふるさと納税謝礼の報償費1億500万円、寄附の申し込みから入金管理、特産品の配送管理や申し込みサイト上での

各種特別掲載手段の活用など、さらなるPR向上を図るためのふるさと納税業務委託7220万4000円が主なものでございます。

なお、特定財源として、全額ふるさと元気づくり応援寄附金を予定いたしております。

続きまして、59ページをお願いいたします。

上から3つ目の北海市交流事業（派遣）の244万8000円は、北海市に八代市友好派遣団を派遣し、市民レベルでの草の根的交流の継続を狙い、両市の友好関係をさらに深めるものでございます。ホームステイや北海市内の教育文化施設見学等による現地の中学生や市民との交流を予定しております。団長以下20名分の旅費233万6000円が主なものでございます。

同じく、受け入れ分の133万6000円は、北海市代表団の受け入れに伴う部屋借り上げ料49万6000円、同代表団の歓迎会及び期間中の食事代など食糧費59万4000円が主なものでございます。

次に、2つ下の市政協力員関係事業の1億1929万1000円は、市政協力員331名の報酬1億395万9000円、市政協力員事務費397万2000円が主なものでございます。

平成30年度の坂本校区に続きまして、平成31年度からは東陽校区及び泉校区における市政協力員担当地区再編に伴い、市政協力員がこれまでの334人から331人になることから、報酬や事務費などが削減となっております。

また、市政協力員担当地区再編事業補助金は、再編された46地区に対して、月1万5000円を交付する経費として828万円を計上しております。なお、再編事業補助金は3年間で限度として交付いたします。

次の台湾基隆市友好交流事業の155万70

00円は、両市の発展に向けた親善・友好関係を深めるため、基隆市に八代市民使節団を派遣するもので、市関係者10名分の旅費137万8000円が主なものでございます。

一つ飛んで、国際交流推進事業の547万6000円は、語学指導等を行う外国青年招致事業を活用し、翻訳や通訳、外国人目線で国際交流活動等に従事する国際交流員CIR1名の招致に係る報酬228万円、特別旅費41万7000円、住宅借り上げ料64万7000円などの経費405万9000円のほか、国際交流協会設立準備に係る有識者報償費26万6000円が主なものでございます。

続きまして、目2・文書広報費で1億3749万7000円を計上しております。前年度に比べ2620万2000円の減でございますが、主に、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金の減によるものでございます。

まず、文書管理事務事業（本庁）の6578万7000円は、浄書印刷室のパフォーマンスチャージ料449万8000円、コピー用紙代、印刷機インク等の事務用品793万円、郵便料5000万などでございます。

その下からの文書管理事務事業の各支所の経費も、支所で一括管理しております印刷機のパフォーマンスチャージ料や、コピー用紙代、印刷機インク等の事務用品、郵便料などでございます。

次に、広報広聴活動事業3620万5000円は、広報やつしろ印刷費3420万5000円、市公式ホームページのシステム保守料92万8000円が主なものでございます。

特定財源としまして、広報紙広告掲載料549万3円、ホームページ広告掲載料99万円がでございます。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金としまして、2170万円を計上しております。

続きまして、目3・会計管理費で989万3000円を計上しております。会計管理事務事業の主なものは、一般会計及び特別会計の決算書などの印刷製本費114万2000円、口座振替手数料185万2000円、OCR読み取り作業委託料261万2000円のほか、指定金融機関派出業務手数料206万5000円を計上しております。

60ページをお願いいたします。

次は、目4・財産管理費で3億6712万7000円を計上いたしております。前年度に比べ7億145万7000円の減でございますが、前年度に計上しておりました本庁舎解体工事費の減が主な要因でございます。

まず、市庁舎管理運営事業（本庁）1億8286万3000円は、守衛や庁舎案内員の賃金2280万6000円、及び社会保険料266万2000円、仮設庁舎や賃借している民間ビルでの電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費1712万2000円、電話料678万5000円、清掃業務や機械等保守点検業務などの委託料2123万7000円、仮設庁舎や倉庫のリース料、TSビル賃借料などの使用料及び賃借料1億490万5000円が主なものでございます。

特定財源として、仮設庁舎などの市債1億340万円のほかに、庁舎案内板の広告収入120万などがございます。

その下からの市庁舎管理運営事業の各支所の経費も同様に、電気料、水道料、下水道使用料など光熱水費や電話など支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

次の市有財産管理事業（本庁）の1216万3000円は、集中管理しております公用車の燃料費156万8000円、市全体の公用車の自動車重量税505万2000円のほか、沖町普通財産家屋の老朽化に伴う解体業務委託259万4000円が主なものでございます。

次に、3つ下の各種損害保険加入事業388万53000円は、市有施設の火災保険料1226万7000円、市全体の公用車の自賠責保険料及び任意保険料で1129万5000円、市有林の森林保険料392万5000円が主なものでございます。

次の廃校施設管理運営事業1001万4000円は、学校の統廃合に伴って廃校となった、旧河俣小学校ほか6校の維持管理費で、電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費156万2000円、警備、浄化槽、給水設備などの保守点検業務などの委託料361万7000円のほか、旧泉第三小学校の焼却炉撤去工事費234万円が主なものでございます。

次のファシリティマネジメント推進事業74万3000円は、個別施設計画の策定の基礎資料として、公共施設の利用状況について、市民アンケートを実施する経費41万9000円のほか、公共施設マネジメント講演会の開催経費9万8000円、職員研修の旅費として9万4000円が主なものでございます。

次に、庁舎解体等事業255万5000円を計上しております。これは、仮設倉庫リース141万3000円、公用車駐車場賃借料114万2000円が主なものでございます。

なお、特定財源としまして、市債の一般単独災害復旧事業債を230万円予定いたしております。

次は、目5・企画費で1億2361万6000円を計上しております。前年度に比べ3096万円の減は、荒瀬ダム撤去対策事業及びかわまちづくり推進事業について、31年度から商工費への組み替えを行ったことによるものです。

まず、説明欄の上から3つ目の定住促進対策事業398万2000円の主なものは、移住相談会への旅費30万2000円、定住支度金10万円、やっしろ・まち・ひと・しごと対策推

進会議委員謝礼等32万7000円でございます。

また、学生の視点で若い世代が八代に定住するための可能性を探るラボとあわせて、インターンシップとの連携を図る、やっしろ学生ラボ企画運営事業委託320万1000円を計上しております。

特定財源といたしまして、国庫支出金の地方創生推進交付金177万7000円と、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金160万1000円を予定いたしております。

次に、結婚活動応援事業に180万円を計上しております。新たな取り組みといたしまして、定住自立圏を形成する氷川町、芦北町と連携し、出会いの場を提供するなど、体験型婚活イベントを開催するための定住自立圏婚活事業委託料120万円のほか、結婚活動応援事業補助金60万円でございます。

特定財源として、氷川町、芦北町からの負担金80万円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金100万円を予定いたしております。

61ページをお願いいたします。

八代・天草架橋建設促進事業52万5000円は、八代・天草架橋建設促進民間協力期成会事業補助金47万5000円が主なものでございます。

次の並行在来線経営分離対策事業2345万4000円の主なものは、肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金2297万4000円でございます。

次に、4つ下の振興センターいずみ管理運営事業759万円は、指定管理委託料618万8000円、飲料水滅菌装置改修など、施設の修繕料117万8000円が主なものでございます。

次に、2つ下の住民自治推進事業の6739万9000円は、市内地域協議会のまちづくり活動活性化補助金630万円、及び地域協議会

活動交付金6073万円が主なものでございます。

まちづくり活動活性化補助金につきましては、地域協議会のさらなる組織運営の強化とコミュニティ活動の活性化、積極性を後押ししていくために、平成30年度に引き続き、1協議会当たり年30万円を上限とし、31年度も継続して支援を行うこととしております。

また、特定財源としましては、まちづくり交流基金繰入金630万円を予定しております。

次に、協働の推進に関する条例研究事業では263万9000円を計上しております。平成31年4月1日に制定、8月1日に施行を予定しております、八代市協働のまちづくり推進条例を、市民、地域自治組織、市民活動団体、事業者等、まちづくりにかかわる全ての方々に広く周知し、協働のまちづくりが進展するよう、条例施行記念市民フォーラムの開催を予定しており、その経費として、特別講演委託料89万4000円、ポスター、条例啓発用パンフレットの印刷製本費など72万円、会場使用料16万6000円などのほか、新たな協働のまちづくり推進計画を策定するための計画策定委員への報償費59万円が主なものでございます。

次に、2つ下の各支所地域振興事業250万円は、支所管内の地域づくり活動の充実や住民自治及び防災意識の向上を図るため、支所に属する地域・地区内で行う地域づくり活動に対して助成金を交付するもので、支所ごとに50万円を計上しております。

次に、2つ下の総合戦略策定事業473万円は、地方創生に資する効果的な施策の展開に必要なとなる人口ビジョンの見直しや、平成32年度からを計画期間とする総合戦略策定に必要な調査・分析を実施するための委託料でございます。

続きまして、目6・情報推進費で3億1万4000円を計上しております。前年度に比べ6

98万7000円の減となっておりますが、これは、本年度光ブロードバンドの未整備地区を整備するための超高速ブロードバンド整備事業補助金が増加したものの、内部情報システムにおいて、30年度にシステム更新が完了したことが主な要因でございます。

説明欄の上から2つ目の基幹システム運用事業9610万5000円は、住民基本台帳、税情報など39業務のシステム使用料6746万8000円、入力データ作成委託料1107万5000円が主なものでございます。

次に、八代地域イントラネット運用事業6556万5000円は、八代地域内の公共施設約140カ所を光ファイバーで結ぶ高速通信網の運用経費で、通信回線利用料2806万3000円、ネットワーク設備使用料3537万5000円が主なものでございます。

特定財源として、氷川町からの負担金989万4000円を予定いたしております。

次の情報化端末等運用事業の6759万7000円は、複合機・プリンター167台分の賃借料1076万7000円、職員に配備しておりますパソコン1666台分のリース料2966万9000円、インターネット等利用における画面転送サービスの使用料1538万3000円のほか、端末用ソフトウェア使用料として1069万円などでございます。

次の内部情報システム運用事業2043万5000円は、財務会計、人事給与など内部業務のシステム運用管理及びシステム保守を行うものでございます。

経費の内訳としまして、システムの使用料1700万4000円が主なものでございます。

次に、サーバ管理運用事業1278万5000円は、インターネットや行政ネットワークの庁内共通サーバの管理を行うもので、サーバ等の機器等リース料594万4000円、サーバ保守や運用支援の委託料493万5000円が

主なものでございます。

次に、地域情報化事業の3654万9000円は、民設方式により、光ブロードバンドの未整備地区を整備するために要する費用の一部を補助する、超高速ブロードバンド整備事業補助金3000万円が主なものでございます。

なお、特定財源としまして、市債の合併特例債を2850万円予定しております。

また、全体の事業費総額は11億7600万円で、債務負担行為の設定を、期間2020年度から2022年度まで、限度額11億4600万円で行っております。

平成31年度から32年度にかけて、調査設計及び龍峯、日奈久、二見、鏡地区の整備、平成33年度から平成34年度にかけて、東陽、泉、坂本地区の整備を予定いたしております。

続きまして、62ページをお願いいたします。

目7・交通防犯対策費で1億3929万4000円を計上しております。前年度に比べ1618万7000円増の主な要因は、新八代駅東口駐車場の駐車券発行機及び料金精算機の更新などによるものでございます。

まず、防犯活動推進事業775万円は、八代地区防犯協会負担金485万円、氷川地区防犯協会連合会負担金215万8000円が主なものでございます。

次の防犯灯設置事業640万6000円は、坂本、千丁、鏡、東陽地域の市管理の防犯灯の電気料109万6000円、LED防犯灯などの防犯灯設置補助金500万円が主なものでございます。

なお、特定財源としまして、国庫支出金180万円、及びふるさと八代元気づくり応援基金繰入金100万円を予定いたしております。

次に、交通安全運動事業の415万8000円は、八代地区交通安全負担金211万円、交

通安全母の会などへの交通安全運動活動補助金49万5000円のほか、安全安心まちづくり基金活用事業として、鈴つきりボンなどの交通安全啓発グッズや交通安全教室用衝突試験ダミー人形の購入費を計上いたしております。

特定財源として、安全安心まちづくり基金繰入金121万円を予定いたしております。

3つ下の、市営駐車場(新八代駅東口)管理事業1268万1000円は、新八代駅東口駐車場施設管理及び清掃等の委託料306万1000円のほか、新八代駅東口駐車場の駐車券発行機及び料金精算機の更新費用858万6000円、防犯カメラ機器設置及び管理委託料96万円が主なものでございます。

2つ下の、生活交通確保維持事業702万8000円は、乗合タクシー運行事業補助金6055万6000円のほか、公共交通再編推進調査事業業務委託料635万8000円、また、平成31年4月に廃止される路線バスの椎原線にかわり、五家荘地域における新たな移動手段確保の取り組みに対する支援として、五家荘地域振興会が実施するグループタクシー運行に対する補助金300万円などを計上しております。

続きまして、目8・人権啓発費で1億846万8000円を計上しております。前年度に比べ2015万6000円の減となっておりますが、職員給与経費の減が主な要因でございます。

まず、人権啓発推進事業796万7000円は、八代地域人権教育のための推進会議分担金174万円、市人権問題啓発推進協議会交付金400万円が主なものでございます。

次に、3つ下の人権相談事業の385万円は、人権相談員2名分の報酬324万3000円が主なものでございます。

次の男女共同参画啓発事業116万1000円は、女性の視点での防災ブック作成経費37

万7000円、いっそDEフェスタ委託料71万円が主なものでございます。

次に、2つ下の青少年健全育成事業の933万5000円は、街頭指導などに当たる青少年指導員の報酬401万4000円、青少年相談員2名の報酬324万3000円のほか、薬物乱用防止事業委託経費40万円などを計上しております。

63ページをお願いいたします。

目9・コミュニティセンター費で4億2029万円を計上いたしております。前年度より2億3561万ふえておりますが、復旧・復興プランに基づく高田コミセン改築関連工事などコミュニティセンター整備費の増によるものが主な要因でございます。

まず、コミュニティセンター維持管理事業の1億2750万円は、21地域のコミュニティセンターの維持管理経費で、内容としましては、電気料やガス代などの光熱水費2663万2000円、電話料や清掃手数料などの役務費284万5000円、19施設の平日や夜間の受付窓口業務委託2298万6000円及び施設の一部管理業務を実施しますコミュニティセンター管理業務委託5394万5000円となっております。

なお、コミュニティセンター管理業務委託については、平成31年度より二見地域を加えた17地域協議会となるものでございます。

特定財源として、施設使用料の1071万2000円などがございます。

次のコミュニティセンター施設整備事業の2億9279万円は、主なものとしまして、高田コミュニティセンターの改築関連工事2億4万9000円、第1次避難所としての機能を充実させるための整備といたしまして、太田郷コミセンつり天井改修工事5502万円、植柳、松高、八千把のコミセントイレ洋式化改修工事1481万2000円、及び植柳コミセンの空調

機設置工事1245万6000円などでございます。

なお、特定財源としまして、国庫支出金351万3000円、市債といたしまして緊急防災減債事業債7990万円、合併特例債1億9150万円を予定いたしております。

続きまして、目10・公平委員会費で、事務事業経費として130万8000円を計上いたしております。

64ページをお願いいたします。

目11・諸費で6342万1000円を計上いたしております。国県支出金等返還金事業1000万円は、過年度分の国県支出金の精算に伴う返還金の準備金でございます。

一つ下の市税還付金事業5000万円は、前年度の法人市民税などの精算に伴う還付金の準備金でございます。

次に、目12・市庁舎建設費で4586万6000円を計上しております。前年度に比べ2億9304万9000円の減となっておりますが、前年度に計上しておりました新庁舎建設基本・実施設計事業、及び新庁舎建設関連事業の埋蔵文化財発掘調査業務委託と、松江城水源地仮設浄水池等設置工事補償金などの減が主な要因でございます。

説明欄の上から、市庁舎建設基金事業の238万7000円は、特定財源、その他に含まれております基金利子の積立金でございます。

次の新庁舎建設オフィス環境整備支援事業の547万7000円は、オフィス環境整備支援業務委託の平成31年度支払い予定額であります522万5000円と事務経費でございます。31年度は、建築の実施設計をもとに、什器・備品の実施レイアウト設計、サイン実施設計などを予定いたしております。

次の新庁舎建設関連事業（地震災害関連）の3727万2000円は、埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務委託料でございます。

特定財源として、平成28年熊本地震復興基金繰入金2484万8000円を予定しております。

65ページに移りまして、項2・徴税費、目1・税務総務費で5億3233万6000円を計上しておりますが、前年度に比べ1487万1000円の増となっておりますが、主に職員給与経費の増によるものでございます。

なお、特定財源の国県支出金は、県の県民税徴収事務委託金でございます。内容は、市民税、資産税の事務事業経費でございます。

次に、目2・賦課徴収費で1億1281万4000円を計上しております。前年度と比べ1504万8000円の増でございますが、評価がえに伴う不動産鑑定委託料の増のほか、地籍調査事業の推進に伴い、登記件数が増加することから、遅滞なく課税事務が行えるよう宅地比準の土地を対象に、物件の調査、評価資料の作成を本年度から実施予定であり、本事務の実施に伴う委託料の増などが主な要因でございます。

なお、特定財源としまして、その他に徴税手数料、督促手数料などがございます。

次に、市民税賦課徴収事務事業の2508万4000円は、納税通知書などの印刷製本費218万円、コンビニ納付に対応するための封入封緘業務委託料866万7000円、電子申告などを行うエルTAXのシステム使用料631万5000円、地方税電子化協議会等負担金236万3000円のほか、本年度の10月から地方税共通納税システムが運用開始となることに伴いますシステム改修費用、及びサービス利用料213万6000円が主なものでございます。

次に、資産税賦課徴収事務事業5182万円は、地番現況図等作成業務委託料520万3000円、土地鑑定評価業務委託料2342万5000円、固定資産税納税通知書作成等業務委

託料637万2000円のほか、先ほど、当該目の増減で説明しました、本年度から実施予定の土地画地情報作成業務委託料572万円が主なものでございます。

次の滞納整理事務事業の3591万円は、納税相談員2名減の5名分の報酬984万円、納税窓口相談員1名と滞納整理事務補助員の1名分を合わせた賃金318万2000円、また、これらの任用に係る社会保険料201万9000円のほか、納付書付督促状などの印刷製本費291万4000円、コンビニ収納事務委託料496万円、収納支援システムのリース料597万9000円が主なものでございます。

66ページをお願いいたします。

項3、目1・戸籍住民基本台帳費で2億3979万6000円を計上しております。前年と比べ1107万5000円の減でございますが、職員給与費の減が主なものでございます。

なお、特定財源といたしまして、国県支出金に国の通知カード・個人番号カード関連事務補助金や、県からの権限委譲として、旅券の申請受け付けや交付等に関する事務委託金などがございます。また、その他の財源には、住民票や戸籍謄本などの発行手数料などがございます。

まず、戸籍住民基本台帳事務事業3617万3000円は、窓口対応の非常勤職員及び臨時職員の賃金と社会保険料2033万5000円、戸籍システムのリース料及び保守点検委託料1070万9000円などが主なものでございます。

次の番号制度導入事業4077万6000円は、個人番号制度対応機器リース料及び保守点検委託で403万円、通知カード・個人番号カード関連事務交付金2804万6000円が、主なものでございます。

なお、特定財源として、通知カード・個人番号カード関連事務交付金に対して、全額国庫支出金を予定いたしております。

続きまして、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費で4610万1000円を計上しております。選挙管理委員会事務事業298万2000円は、選挙管理委員4名の報酬133万円が主なものでございます。

続きまして、67ページになりますけども、目2・県議会議員選挙費で4032万9000円を計上しております。

特定財源として、全額県支出金を予定しております。

県議会議員選挙は、平成31年4月29日の任期満了に伴い執行されるもので、職員の時間外勤務手当1960万2000円のほか、ポスター掲示場維持・撤去業務委託料146万6000円、投票管理システムサポート委託料122万6000円が主なものでございます。

次に、目3・参議院議員選挙費で8079万5000円を計上しております。

特定財源として、全額県支出金を予定いたしております。

参議院議員選挙は、平成31年7月28日の任期満了に伴い執行されるもので、職員の時間外手当3060万2000円のほか、投票所入場券発送の郵便料582万6000円、ポスター掲示場作製・設置・維持・撤去業務委託料561万6000円、投票管理システムサポート委託料288万7000円が主なものでございます。

続きまして、68ページになりますが、目4・県知事選挙費で6891万8000円を計上しております。

同じく特定財源として、全額県支出金を予定いたしております。

県知事選挙は、平成32年4月15日の任期満了に伴い執行されるもので、職員の時間外勤務手当2730万2000円のほか、投票所入場券発送の郵便料582万6000円、ポスター掲示場作製・設置・維持・撤去業務委託料5

72万円、投票管理システムサポート委託料200万5000円が主なものでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

項5・統計調査費、目1・統計調査総務費で2551万6000円を計上しておりますが、主に職員3名分の職員給与経費でございます。

次に、目2・基幹統計費で1496万円を計上しております。前年度に比べ534万6000円の増でございますが、これは、漁業センサス事業と住宅・土地統計調査事業、就業構造基本調査事業が終了しまして、新たに、経済センサス事業、農林業センサス事業が行われることによるものでございます。

特定財源としまして、国県支出金に、県の経済センサス事業委託金や農林業センサス事業委託金などがございます。

説明欄の経済センサス事業（基礎調査）217万5000円は、全国及び地域別の全ての産業の基本的構造を明らかにし、各統計調査のデータベースを整備するため、5年ごとに全ての事業所、企業を対象に調査するもので、統計調査員報酬182万4000円が主なものでございます。

特定財源として、全額県補助金がございません。

一つ下の農林業センサス事業918万5000円は、全国及び地域別の農林業の生産構造、就業構造を明らかにし、農林業行政施策に関する基礎資料を得るため、5年ごとに農林従事者、農業集落を対象に調査するもので、統計調査員などの報酬834万5000円が主なものでございます。

特定財源として、全額県補助金がございません。

70ページをお願いいたします。

項6、目1・監査委員費で5415万6000円を計上しておりますが、常勤監査委員や一

般職の職員給与費のほか、監査事務事業254万5000円は、非常勤監査委員2名の報酬159万2000円が主なものでございます。

以上で、総務費を終わります。

それでは、ページが飛びまして、123ページをお願いいたします。123ページでございます。

款11・公債費でございます。項1・公債費、目1・元金で、長期債償還元金事業として57億8557万5000円を計上しております。これは、学校改築や道路整備など、建設事業などの財源として、市が金融機関から長期に借り入れた長期債の返済の元金分でございます。

続きまして、目2・利子で4億1307万4000円を計上しております。説明欄の、まず、長期債償還利子事業4億1160万7000円は、建設事業などの財源として、市が金融機関等から、長期借入れに対する利子分でございます。

次の一時借入金利子事業は、146万7000円は、一時的な資金不足を補うため、市が金融機関から借入れる際の利子分でございます。

続いて、款12・諸支出金でございます。項1・基金費、目1・財政調整基金費422万9000円、目2・土地開発基金費268万5000円、目3・市有施設整備基金費223万2000円、目4・減債基金費127万円は、基金運用で発生する利子を積み立てるもので、特定財源として同額の利子を計上いたしております。

目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費1億1656万3000円は、本市へ寄附されるふるさと納税寄附金から、ふるさと納税事業に充当した残りの1億1624万4000円と、基金運用利子31万9000円を積み立てるもので、特定財源は、寄附と基金運用利子になっ

ております。

124ページをお願いいたします。

目6・まちづくり交流基金費102万5000円は、基金運用利子を積み立てるものでございます。

続きまして、目7・平成28年熊本地震復興基金費252万3000円は、29年度に県の復興基金から交付されたものを原資として創設した基金でございます。31年度の県の復興基金を活用した基本事業の実施に伴い交付される事務費交付金のうち、事業に充当できない分202万5000円と、基金運用利子49万8000円を積み立てるものでございます。

最後に、款13・予備費でございます。予算執行における緊急対応分としまして、予備費2000万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 質疑というか、確認とお尋ねなんです。選挙費の中です。テレビか何かで、ちょっと見た記憶があるんですが、本市、選挙時に移動投票所を設置するという話を聞いたんですけども、それは確かなのかということと、もしされるならば、その費用はどこに入っているのかということをお尋ねしたいんですけども。

○選挙管理委員会理事兼事務局長（中川勝俊君） 選挙管理委員会事務局長、中川でございます。どうぞよろしく申し上げます。

移動期日前投票所は設置をいたします。場所はですね、坂本地区に3カ所、泉地区に1カ所でございます。

経緯を簡単に申しますと、投票区の統合を行いまして、ここは有権者数が少なく、投票立会人の確保が難しいことから、そして、ほとん

ど午前中に投票を終えられることから、投票所の適正な管理の観点から、投票区を隣接の投票区と統合いたしまして、その方々のための投票機会確保のために、車で御利用する、移動期日前投票所を設けるものです。場所は、以前あった投票所の近くに設けるものでございます。

先進地としましては、島根県の浜田市が平成21年から、九州内では、聞いているところでは、都城市が昨年の市議会議員選挙、1月ですけども、ここで導入されております。

予算の中身のほうは、県議会議員選挙のほうでは、ほかの選挙も共通でございしますが、報酬のほうで、報酬額に、――費目だけ申しますと、報酬、それと時間外勤務手当、役務費の手数料で、無線の専用回線を使用しますので、その費用の手数料、それと、パソコンによる受け付けを行いますので、選挙投票管理システムの委託料、それと、電源が必要になりますので、非常用電源レンタル料が主なものでございます。

既決予算のほうで、特製でつくる記載台を委託料で賄いました。それと、投票所の表示とか、受け付け等を行う場所のためのテントの購入を行っております。

以上でございます。

○委員（橋本隆一君） 今言われたように、非常に地域の方からの要望のあった事項だったのでですね、ありがたいと思っております。お世話になります。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 国際交流推進事業で、今回国際交流員という方を委託というか、指名されてるんですけども、この方の役割、成果をどこに求めているのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○国際課長（嶋田和博君） 国際課の嶋田でございます。

今の御質問なんですが、国際交流員、いわゆるC I Rということで、これはですね、A L T、教育委員会で配置されておりますA L Tに代表されます青年外国人招致事業、いわゆるジェットプログラムというのに基づいてですね、招致をするものでございます。

このC I Rというのは、A L Tに比べまして、非常に日本語が堪能であるということで、N 2レベル以上ということですから、日常会話に専門的な会話もある程度理解できるというような方でございます。

このコミュニケーション力を使って、国際交流活動を主体に、各種講座の開催やイベント、あるいは翻訳、通訳、国際化の（聴取不能）他課の後方支援、そういったもの、場合によっては市長のトップセールスの帯同での通訳の働きといったさまざまな活躍を期待しているところでございます。

その成果をどういうふうに求めるかという部分についてはですね、そういった講座への集客とかですね、そういったさまざまな指標で評価していきたいと思っております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） このC I Rの国際交流員の方を活用して、八代市と諸外国との交流を深めていこうと、深めていくことに成果を求めていかれるんだろうと思うんですけども、この事業というのは、単年度で終わるんでしょうか。それとも、次年度、さらには複数年度で考えていかれるような取り組みになっているんでしょうか。

○国際課長（嶋田和博君） 今、委員おっしゃるとおり、成果を十分検証しながらですね、最高5年までは継続して任用できるということにはなっております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 質問を変えます。

支所一般事務事業で、新規で集落支援員を今

回活用されるようではすけれども、具体的にどのような仕事をされるのでしょうか。どういった方々を採用される予定で、同じくして、どういった成果を望んでいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務企画部次長（橋本和郎君） 総務企画部の橋本です。

委員お尋ねの集落支援員ですけれども、集落支援員といいますのは、任務といたしましては、集落への目配りという形で、集落の点検、まず、集落の巡回とか各戸訪問の実施を行う。それから、集落の抱える課題整理などの状況把握。それと、住民と住民、もしくは住民と市町村の間での話し合いの促進も実施すると。行事、イベント等の企画、実施支援、それから、地域コミュニティーの事務局あたりの業務をお手伝いいただくということになっております。

集落支援員といいますのが、あくまでも今、泉町、五家荘の分につきましては、マンパワーが不足しておりまして、若い、そういったお手伝いをしてくれる方が少ないという観点で、今回地域の実情に詳しい、地元でそういった人を探し出すという形で計画したものでございます。

これにつきましては、当然ながら、求めますところは、地域を、まず、取りまとめ、市政協力員さん等おられますけれども、個別にまた、事業等についての取りまとめをやっていただくという形で予定しているところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 今、若い人がいないというようなお話であったんですけど、若い方に、この仕事を出されるんですかね。

あと、収入あたりはどのような考えになっているのかということも、お聞かせいただけますか。

○総務企画部次長（橋本和郎君） 若い人というわけではございません。地域内で活動ができ

る方という形で、今回予定しておりますのは、最低賃金並みの時間給によりまして、一応算定をさせていただいております。支援員につきましては、これは国の特別交付税算定基礎が、1人当たり350万円が上限ということなんですけれども、この350万円というのは専任職員という形での嘱託という形になりますけれども、ただ今回は他の業務との兼任の場合ということで、1人当たり上限40万円、この40万円で計算しますと、時間、大体760円ちょっとを、1日4時間で計算しまして、年間130日程度の勤務という形での40万円を想定しているところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

ほかの質問に入りますが、済みません、歳出の全体的なところで、財務部長にお尋ねになるんですけども、私が心配しているのが、投資的経費ですね、性質別の予算書を、財政課からいただいたのがあるんですけども、普通建設事業が、30年度は53億ぐらい、50億を超える。当初予算ベースですので、補正があつてますので、それよりも、また上がっている可能性があるとは思いますが、31年度の当初予算でいくと、47億に落ちてるんですよ。5億6000万ぐらい落ちております。補正予算が1次、2次ということで、繰越明許になった部分もあるんですけども、公共事業の果たす役割の中で、やはり建設業の皆さんの雇用の確保というの、人材の確保も必要になってくると思っておりますので、このあたり影響が、八代市内の建設業の皆さんに出ないのか、そういったところについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○財務部長（岩本博文君） 投資的経費が、建設事業に与える影響ということで答えればいいのかと思いますけれども、継続的に、ある一

定の建設事業というのは固定化させといて、やはり毎年毎年出していけないと、その地域の活性化は望めないというところで、財政計画の中でも最低レベルのですね、市として保って、維持していくべき事業費というのは残して、計画に上げているような状況です。

近年、補正とかあって、かなり上下いたしますけれども、その中で、業界の方々にもやっていただいているというようには認識しております。特に、熊本地震の後はですね、いろいろとまた、事業が重なりまして、大変いろいろ手いっぱいというような声も聞いておりますけれども、徐々にその状況も改善されつつありますので、また、コンスタントにですね、市としてもできるだけ財源が確保できる分の投資的経費は、予算に計上して、財政として運営していきたいというふうな思いはございます。

○委員（大倉裕一君） 考えをお聞かせいただきました。ありがとうございました。

私と同じような共通の部分をお持ちかなというふうに思っ聞いておりました。熊本地震以降は、非常に熊本地震の復旧、復興というところで、業務がかなりあったというふうには思うんですけども、一段落して、これからまた、仕事が減る部分も出てくるのかなと、そういう中で、事業費を確保していくことは、やはり本市にとって大事なことだろうというふうに、私は思っていましたので、ある程度の共通的なところが聞けたので、安心したところです。

もう一つ、済みません、気がかりなのが、公債費、先ほど歳入のほうで、起債をお尋ねしていただきましたけれども、起債と公債費の関係が非常に心配をしております。今回も61億9000万、62億ぐらいですね。30年度は61億6000万、徐々にふえてきておまして、今回の国の補正予算、さらには、今回の八代市の当初予算に対する市債の確保、こういったところを鑑みると、考慮すると、非常に借金返済に

追われていく、八代市がですね、想定をしてしまう、ちょっと心配をするんですよ。そのあたりに対して、見通し等について、どのようなお考えをお持ちなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○財務部長（岩本博文君） ここ数年は、環境センターと新庁舎建設を大きな事業として持ってまして、その分で、市債が膨れていくというのは、財政計画の中でも織り込み済みです。しばらくピークは続きますけれども、その後は落ちつきまして、私たちが一つの基準として持っている財政指標の範囲内で、財政運営ができるような状況に、財政は落ちつきますので、そこは、心配は今のところ、してはおりません。計画では、ここ近年はピークを迎えるけれども、その後は落ちついた財政運営ができるというような状況であると認識をいたしております。

○委員（大倉裕一君） ここは認識の違いの部分もあるのかなとは思いますが、非常に、やはり市債が膨れてきてると思います。トータルでも今年度の最終見込みで705億ですか、2年前は647億、抑えてこられたというところは理解をしたいと思いますけれども、今年度ですね、30年度の末で719億、700億を超えてきているんですよ。そういった部分からすると、非常に心配をしているということ、この場では申し上げたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 市政協力員関係事業で、昨年、ことしが東陽と泉で3人減となった。この市政協力員担当地区再編事業補助金というのは、その減った分に対して、要するにあなたの担当区域が広がったから、それに対して補助しますよという考え方なんでしょうか。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） 市民活動政策課、遠山でございます。よろしくお願いたします。

今、村川副委員長おっしゃられたとおりでございます。再編した地区の範囲が広がるということでございますので、地区の運営が円滑にできますようにということで、連絡員、事務処理の費用として支給するというものでございます。

以上です。

○委員（村川清則君） これはずっと、当面ずっとですか。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） 先ほどちょっと説明ありましたが、基本的には30年から32年の3カ年を予定しております。

○委員（村川清則君） この市政協力員の数といますか、例えば、町部の、1人当たり何百件と見られるところもあれば、郡築みたいに三、四十件のところもありますし、この見直しというのは、毎年やられるんですか。やられるんですしたら、もうそろそろかなと思ってます。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） 済みません、説明不足で。

もともと市政協力員さんの報酬の形態を、まず、御説明したいと思います。

まず、月額で、均等割で1万5000円ということですので、この分が補助されるということですが、それ以外にですね、世帯割で、1世帯当たり70円を支給しております。それ以外に地域手当等ございますが、基本的に世帯数がふえると、それだけ手当のほうもふえていくということでございますので、御心配をいただいたようなケースにつきましては、その分は手当がふえていくというようなことになります。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないようでしたら、以上で、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金及び第13款・予備費について終了します。

執行部入れかえのため、小会といたします。

（午後2時55分 小会）

（午後2時57分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、第8款・消防費について、総務企画部から説明願います。

○総務企画部長（増住眞也君） 第8款・消防費の31年度予算の説明の前に、新規事業等を中心にですね、総括をさせていただきます。それでは、座りまして、説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務企画部長（増住眞也君） まず、防災行政無線の総合的見直しについて、新庁舎建設に合わせまして、31年度から32年度の2カ年で整備を進めます。31年度は、システムと導入業者を最終的に決定し、実施設計が終わり次第、一部工事を実施してまいります。

次に、30年度で整備いたしましたウェブ版のハザードマップについて、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語による多言語化を進め、市内在住の外国人にもわかりやすい避難情報の発信に努めてまいります。

次に、新たな防災情報の発信手段として、エフエムやつしろを活用して、防災コーナーを開設し、月に2回、防災専用情報を発信することで、市民の皆様の防災に対するさらなる意識の高揚を図ってまいります。

次に、地域における防災リーダーの養成と地

域の防災力の強化を目的に、県が主催する火の国防災塾において、日本防災士機構が認定する防災士の資格取得を目指される方を対象に、教本、受験料、登録料の一部を助成いたします。

また、球磨川水害タイムラインにつきましては、今後、校区ごとに水害時の時系列行動マニュアルであるコミュニティータイムラインの策定に取り組んでまいります。31年度につきましては、太田郷地区をモデル地区として策定を行います。

次に、職員用の防災服を30年度より3カ年で整備することとしており、31年度におきましては、職員360人に防災服を配付いたします。

また、消防団に対しましても、新基準の活動服を3カ年で全分団員に配備することとしておりまして、加えて装備品、資機材なども計画的に拡充してまいります。

先日の本町商店街の火災を見ましても、消防団の強化充実は大変重要と考えておりますが、近年消防団に加入される方が減少しており、団員の確保は大きな課題となっております。引き続き、市職員や女性、学生に向けた加入促進など、消防団組織の強化に努めてまいります。

最後に、第2次総合計画にも掲載しております、災害に強く安全・安心なまちづくりの実現に向けまして、市民の皆様の防災意識のさらなる向上や自主防災組織の強化、地域の防災力の向上に、特に努めてまいります。

そのため、地域における防災訓練や出前講座の開催など、できるだけ地域に出向きながら、きめ細かな指導や啓発活動、協力要請などを行ってまいります。

以上、消防費の総括といたします。

○総務企画部次長（山田純子君） 総務企画部の山田です。

私から、平成31年度八代市一般会計予算書のうち、歳出の消防費分につきまして御説明を

させていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務企画部次長（山田純子君） それでは、一般会計予算書の105ページをお願いいたします。

款8・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費は18億1994万1000円を計上しています。これは、広域行政事務組合負担金事業で、八代広域行政事務組合消防本部の通常消防運営経費18億28万1000円のほか、日奈久分署、氷川分署の関係費用と、新開消防署の建設に伴う負担金となっております。

なお、前年度に比べ8003万4000円の増となっておりますが、これは、職員手当や備品購入費の増、前年度からの繰越金などにより、通常消防負担金の増が主な要因となっております。

特定財源としまして、県支出金17万9000円、その他としまして、火薬類取締事務手数料11万2000円があります。

続きまして、目2・非常備消防費で2億8918万円を計上しております。

まず、説明欄の消防操法大会等事業326万7000円は、市の操法大会経費に109万6000円、31年度は八代市で開催されます県の女性操法大会経費に113万2000円、出初め式の経費60万8000円が主なものでございます。

次の消防団育成及び消防団員教育事業671万9000円は、消防団73分団の運営費補助247万4000円、年末警戒補助金234万円、消防団幹部先進地研修94万8000円が主なものとなっております。

次の消防団活動事業1億9278万4000円は、消防団員2450名の報酬6494万5000円、退職報償金掛金4800万円、退職報償金4979万2000円、出動手当137

2万5000円が主なものでございます。

次の消防団整備事業8641万円は、小型ポンプ積載車3台、軽自動車2台分で、合わせまして2581万8000円、小型動力ポンプ11台で2752万2000円、30年度から3カ年で全消防団員へ配備することとしております新基準の活動服1600万円、団員無線機器47セットの308万2000円、団員半長靴130足分、133万4000円が主なものとなっております。

特定財源としまして、県支出金で、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金など3488万1000円、市債で、過疎債1430万円、緊急防災減災債1980万円の合計3410万円、その他諸収入で、消防団員退職報償金4979万2000円など、合計で5090万9000円となっております。

次に、目3の消防施設費で2208万8000円を計上しております。これは、消防施設整備事業としまして、消防格納庫建てかえ2カ所分641万8000円、屋外消火栓ホース等格納箱188万9000円、消火栓負担金888万7000円が主なものとなっております。

前年度に比べまして969万1000円の減となっておりますが、これは、前年度に整備をしております防火水槽新設工事の減が主な要因となっております。

特定財源としまして、県支出金で電源立地地域対策交付金100万円、市債では、過疎債580万円、緊急防災減災事業債730万円の合計1310万円となっております。

次に、目4・防災管理費で6億6119万円を計上しております。

説明欄の上から二つ目の防災訓練事業で192万7000円は、総合防災訓練費用182万2000円と住民参加型防災訓練3カ所分の10万5000円でございます。

次の防災対策事業1620万円は、30年度

より3カ年計画で整備を進めております市職員用の防災服の整備費用で360人分、466万6000円、テレビデータ放送、データポンとっておりますが、これの放送料金が117万8000円、自主防災組織活動支援補助金50万円、エフエムやつしろ広告料79万6000円、避難所表示看板作成等で155万6000円、ウェブ版ハザードマップの多言語化の業務委託378万円などがございます。

106ページをお願いいたします。

防災行政無線整備事業で6億3034万8000円は、保守点検業務委託632万円、防災無線等電波利用負担金216万7000円のほか、31年度から2カ年で整備をします防災行政システムの実設計業務委託1100万円、整備工事費6億円が主なものとなっております。

なお、整備工事費につきましては、債務負担行為を2020年度に9億円設定をしております、総額15億円を予定しております。

次の災害時用備蓄資材整備事業783万3000円は、備蓄資機材消耗品450万円、避難所備蓄資機材の300万円が主なものとなっております。

次に、避難行動要支援者関係事業の健康福祉政策課分61万1000円は、高齢者や障害者の方など、災害時の避難におきまして、支援を必要とする方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成、管理を行う経費となっております。

また、危機管理課分62万円は、システム元号変更対応経費16万2000円、避難行動要支援者システムの保守料45万8000円となっております。

特定財源としまして、県支出金としまして、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金など401万9000円、市債で、緊急防災減災事業債6億1100万円、その他、基金繰入金で427万円となっております。

以上で、消防費の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 防災士の養成のことをお尋ねしたいんですけど、今回防災士を養成をするに当たって、補助金とかが出とつとですけど、将来的にどういうふうに防災士を活用というんでしょうか、生かしていこうというようなお考えを持たれているのか。今回、そういったのがあって、防災士に補助を、養成をしようというような動きになったと思うんですけど、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○総務企画部総務企画審議員（緒方 浩君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部の緒方でございます。

今、大倉委員からですね、御質問がありました防災士につきまして、まずは、御説明をさせていただきますと思います。

防災士ですね、これは自助、共助、協働とですね、原則のもとにですね、民間企業が行っております防災士ということですが、全国的に自治体でもですね、多くの自治体が防災士の講習会とか、補助を行っている状況でございます。そうした中、熊本県でもですね、防災士の受講補助というのをしております。その中で、先ほど次長からもお話がありました、受験料、テキスト代と認定料ですね、の部分の3分の2を八代市のほうで補助させていただくということでございます。昨年、30年度ですね、八代市のほうで12名の方が受講されたところでございます。

そうした中ですね、防災士の育成も含めまして、今後ですね、防災士だけでなく、八代市の地域の防災力の強化ということを念頭にですね、自主防災組織と連携した形で自主防災会と防災士ですね、それと、そういったところを含めた

形ですね、防災リーダー的な役割を担う方々の育成を進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○総務企画部長（増住眞也君） 済みません、ちょっと補足なんですけど、今、自主防災組織をですね、各地にたくさんつくって、取り組んでつくっていただいているんですけど、なかなかですね、お年寄りが多かったりとかですね、動ける方がいなくて、防災のリーダーというかですね、まとめてできる方がいらっしゃらないものですから、今から防災リーダーを地域の中にいっぱいつくっていくのが課題になっていると考えているんですよ。そういうところで、防災士の方を、受けていただいて、そういうリーダーとなって、核となってくれるような方々をたくさんできるように支援していくというところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 総務委員会のほうもですね、先進地視察ということで行かせて、この防災士の育成に取り組んでいるところを見に行かせていただきましたし、会派としても、その前に、高知県のほうだったと思うんですけど、視察に行かせていただいた経緯があります。そこは、たしか全額負担というような形だったと思うんですよ。それだけ公共の果たす部分を、民の力で補っていくというところのですね、取り組みだったものから、全額だったというふうに思うんですけど、確かに、自主防の中で、1人でも、2人でも、そういった防災に関心のある方が生まれてくるのがですね、必要だというふうに思いますし、これをきっかけに、また、次へのステップをですね、考えていただきながら、防災士、また地域防災力の向上に向けて取り組んでいただければなというふうには思います。

各校区に満遍なくというのが一番ベストと思

いますので、そのあたりを、また徐々にですね、1年目、2年目というようなステップアップの形が見ればなというふうに思うところです。

要望も含めまして、はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 関連としてですが、この防災士の受験資格といいますかね、その対象、年齢制限とか。よその自治体を見れば、ちょっと若い人がいいという意見もあったようですが、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務企画部総務企画審議員（緒方 浩君） 古嶋委員にお答えいたします。

済みません、私、2月に受けたときには、小学生の方も受講されてたということがありました。だから、年齢、高い方もいらっしゃれば、低い方も、たしか年齢制限はなかったんじゃないかなというふうに記憶はしております。

ただ、試験がありますんでですね、ちょっと専門的な試験もあったんですけども、そこは試験を受けることで、実際に関心をいただけるのかなというふうに思っております。

たしか試験資格というのは、多分なかったんじゃないかなというふうに記憶しております。

○委員（橋本隆一君） 今の、関連して、防災士のことで申しわけないんですけど、先ほどお伺いした消防団員さんがですね、2450名もおられるということならば、せっかく消防団の方がおられるわけですから、その団員さんになっていただくのが一番いいんじゃないかなと、短絡的ですけど、思うんですが、そういった形でPRなりですね、広報活動、そういったものも団員さんに、ちょっと呼びかけていただいて、関心を持っていただければなあと、今思いました。要望としておかけしておきます。

○委員長（前川祥子君） 要望でよろしいです

か。

○委員（橋本隆一君） はい、要望でお願いします。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これより休憩いたします。3時25分より再開いたします。

（午後3時16分 休憩）

（午後3時26分 開議）

◎議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（前川祥子君） それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

次に、議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部次長（佐藤圭太君） 財務部の佐藤でございます。よろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（佐藤圭太君） それでは、別冊となっております、3月定例会議案書のほうを

お願いいたします。

議案第34号・平成31年度（2019年度）八代市一般会計補正予算・第1号でございます。総務委員会付託分について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ55億9720万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ614億920万円といたしております。

第2条では継続費を、第3条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、19ページの表で説明いたします。

それでは、19ページをお願いいたします。

第2表、継続費でございます。これは、新庁舎建設に伴う工事費について、工事期間を2019年度から2021年度までの3カ年を予定しておりますことから、継続費を設定するものでございます。

款2・総務費、項1・総務管理費の新庁舎建設事業で、総額を132億円とし、その年割額を2019年度で52億8000万円、2020年度で、同じく52億8000万円、2021年度で26億4000万円と定めております。

次に、第3表、地方債補正でございますが、これは、先ほども御説明いたしました、平成30年度一般会計補正予算・第13号において、国の第2次補正予算に伴い、平成31年度予定の事業を前倒しして予算計上を行った分について、内示額が減額となったため、14号で減額補正し、その減額分と同額を平成31年度一般会計補正予算・第1号に組み替えを行うため、増額するものでございます。

1の変更で、まず、道路整備事業で、補正前の7億5870万円に1億760万円増額し、8億6630万円に変更いたしております。

次に、災害復旧事業では、補正前の1億57

0万円に52億8000万円を増額し、補正後の額を53億8570万円に変更いたしております。

詳細は、23ページから24ページの歳入、款22・市債のところの説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明します。

23ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で2327万7000円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁県補助金では1億4064万4000円を計上いたしております。これも、先ほど、第3表、地方債補正で説明しましたが、同じ理由で増額するものでございます。

まず、道路ストック点検・修繕事業の4100万円は、新開町古閑浜線外4路線の舗装工事を行う道路維持事業に対して補助されるものでございます。

次の災害防除事業の3010万円は、合志野・中鶴線外3路線の災害防除工事、及び朴の木線外1路線の災害防除測量設計業務委託を行う道路維持事業に対して補助されるものでございます。

次の橋梁長寿命化修繕事業の5094万4000円は、中谷橋の橋梁維持補修工事や下大野川2号橋外2橋の調査設計業務委託のほか、167橋の道路点検業務委託に対して補助されるものでございます。

次の東西アクセス線改良事業の1860万円は、新牟田西牟田線の道路改良事業に対して補助されるものでございます。

次に、目6・商工費国庫補助金、節1・商工費補助金では4567万9000円を計上して

おります。これは、10月からの消費税・地方消費税率引き上げによる、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、本市における消費を喚起・下支えするために、低所得者や子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行し、販売を行うための準備経費に対して全額補助されるものでございます。

次に、款22、項1・市債、目6・土木債、節1・道路橋梁債の1億760万円は、先ほど国庫支出金でも説明しましたが、同じ理由により、道路ストック点検・修繕事業外3つの事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫支出金を差し引いた額の90%を充当する地方道路等整備事業債と95%を充当する合併特例債でございます。

24ページをお願いいたします。

目9・災害復旧債、節1・その他公共・公用施設災害復旧債の52億8000万円は、新庁舎建設災害復旧事業に係る市債で、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

25ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目12・市庁舎建設費で52億8056万6000円を計上しております。これは、新庁舎建設事業に伴います工事請負費のほか、建築工事の工場製品、性能検査に要する旅費などでございます。

なお、第2表、継続費でも説明しましたが、工事期間を2019年度から2021年度までを予定しており、本年度は、前払い金として全体事業費の40%相当を予算計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（村上光則君） ちょっとお尋ねしま

す。

ただいまの新庁舎の件で、継続費設定、2019年度から21年度までですね、これは、3年間にわたって132億というふうになっておりますけども、これは総工費ですかね。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） 新庁舎建設課の松元でございます。

今回の132億というのは、あくまで本体工事費の分でございます。あと、外構とかですね、ほかの解体については、また別途やりますので、それを全部ひっくるめて、以前公表しました162というところで、今予定をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（村上光則君） あと、外構費を入れて162になるちゅうことですか。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） はい、そうでございます。

○委員長（前川祥子君） ほかに、よろしいですか。

○委員（村上光則君） もともとですね、私は、162億という、この莫大な予算には反対であります。市長も、なるべく安い費用になるように努力するというような話だったんですけども、こういうことになれば、余り変わらない、162億から下がらないちゅうことですよ。

私もずっとこれまで言ってきましたけども、他の自治体に比べてですね、なぜこんなに事業費が莫大になるのか、わからないわけですよ。これまでも、去年もこの委員会でも名古屋のほうに行って、人口が40万人と、近くの人口のところだったんですけども、そこでさえも10階建てだったですかね、それで100億もかからないぐらいの総工費だったですよ、建設費だったです。

そういうことで、なぜ他の自治体と変わらないようにですね、できないものかなあというふ

うに思うわけですが、私も、ずっとこれまで、2回とも言ってきましたけども、一番は、ざっくり皆さん方に聞いてもらおうとわかりますけども、今の庁舎予定の隣に総合病院が建っておりますよね。あれでさえも100億、設備費入れて100億しかかかっていないということなんですよね。面積は1万9000平米くらいだったと思いますけども。その辺を考えれば、なぜ、この162億になるんだろうかなと。見たばかり、市では、私はわかるような気がするわけですね。一般の市民の皆さんは、ほとんどそういうふうに言われるんですよ。それはもう162億ちゅうのは、総合病院よりも大きなものを建てるような格好になるたいなあと。そこから辺がですね、どうも、どこにそんなに予算が要るのか、非常に理解に苦しんでおるところです。

そういうことで、この予算をどうにかして、そういう、かからないようにですね、建設費をおさめるちゅうか、建設費を少なくして、建設に当たっていただきたいという、私の願いです。部長、どんなですか。建設費が高過ぎるちゅうこと。

○財務部長（岩本博文君） 昨今の情勢、それから、近辺のですね、庁舎、応分の建設費のですね、平米単価とか見ますと、軒並み結構上がってきているような状況にあります。そういう中でですね、私たちも大変苦労いたしまして、平米単価50万というようなところを維持するようなところのですね、それ以下に抑えるような庁舎になるようにということで、いろいろ、やはり建築サイドで努力をしていただいて、この132億という金額におさまりました。

今後、やはり財政全体を考えれば、そんなにどんどんどんどん上昇というわけにもまいりませんので、ひとつ、今思ってます基本設計で掲げておりますような金額の範囲内でおさまるようにですね、私たちも今後、どんどんまた努

力を進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員（村上光則君） どんなに考えてもですね、ほかの自治体と比べたら、法外な予算だというふうに、私は思うんですよ。誰に話しても、何でそぎゃんなつとつとというような話が出るんですよ。

面積にしても、最初は1万9000平米だったですよ。それから2万6000に、今はなつとつとですけども、これから人口も減っていくんですけど、そんなに大きなものが要るんだろうかと。人口は減っていきますよね。多くはならないと思います。その辺を考えたときに、やっぱり、面積も削減していかんといかんと思いますけども、建設費なんかは、どう考えてもですね、ほかの自治体を調べても、莫大な高値が、私は気になってならんわけですよ。

だから、どうにかして、本市にですね、合った、これからの財政もですね、厳しくなるばかりと思うとですよ。先ほども財政の話も出ましたけども、恐らくこれからも、市の施設もですね、一般質問でも出ておりました。武道館もつくらにゃんと、そういう話も出ておって、本当につくらんばいかなとですよ。だから、そういうことも考えれば、やっぱり、この庁舎だけに予算をつけなくてもですね、やっぱり、ほかの施設にも回すというような考え方を持っていると、恐らく後で後悔するというふうに思いますよ。もう岩本部長は、これで最後ですよ、卒業されるとですけども、あと、残って仕事をされる方は大変だと、私は思います。（委員古嶋津義君「委員長、補正の52億の話でね、その先は違う」と呼ぶ）そういうことで、ひとつできるだけ縮小をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（前川祥子君） 今のは意見、要望ということで、岩本部長のほうからも答弁ありま

したように、はい、よろしいですね。

では、ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 予算の今回の提案の仕方の部分が、私、よくわからんとですけども、今まで予算を確保するというか、建設とかやっていくときには、まず、債務負担行為である程度の財源を確保されて、向こう何年間の財源を確保されとったじゃないですか。その中で入札行為を行って、入札した後に、継続費というような形で、年度割をされとったんじゃないかなあというふうに、ちょっと思うととですけど、ちょっと違うかもしれません、私の認識のところで、これはもう、環境センターの例をとって、私、話をしてるつもりなんですけど。

今回債務負担行為は出さずに、いきなり継続費という形で提案をされた、その運用の仕方という部分は、なぜ今回継続費でいきなりという形になったんでしょうか。

○委員長（前川祥子君） 大倉委員、今のは新庁舎建設に関しての継続費ということでよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） そうです、そうです。

○財務部次長（佐藤圭太君） 通常ですね、複数年契約をする場合は、債務負担行為の設定だったり、継続費を設定するというのが通常の予算の出し方なんですけども、通常ですね、建設事業に関しては、環境センターもそうでしたし、継続費を設定するというのがですね、一番、財政課の中でも判断したんですけども、適当であるということで、今回継続費を設定させていただいたところです。

○委員（大倉裕一君） 債務負担行為じゃあからなかったんですか。

○財務部次長（佐藤圭太君） 手法としては、できないことはございません。

○委員（大倉裕一君） できないことはないけど、継続費のほうが、今回は適当な手法だろうということで、一番ベター、「ベスト」と呼

ぶ者あり）ベスト、適当だろうということでしたということで、ここは、はい、その手法ということでは理解をしたいというふうに思います。

それと、村上委員の質問の中でもあったんですけども、松元課長のほうから、本体の建設費については132億円ということで、これは超えないと、これ、確認ですよ。今回の52億8000万ですかね、の提案の部分は40%ということで理解をしたいと思いますが、それで間違いないですかね。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） はい、間違いございません。

○委員（大倉裕一君） ただですね、済みません、当初基本設計を112億円、1万9000平米であったですよ。それから、7000平米追加をしたいと、で、2万6000平米になりました。平米単価が50万なので、130億円というようなお話が、一般質問でも、特別委員会の中でも報告といたしますか、説明がされていると思います。

ただ、この数字をですね、面積に単価を掛けて、追加になった7000平米に、平米単価50万円を掛けると35億円になりますよね。50億追加するということでしたので、50から35を引いた残りの15億が、外構とか、解体費用とか、設計費という形になつとですけど、もともとの基本設計の112億と35億、7000平米プラスになった35を足すと、147億円という数字になるんですよ。132億円の今回提案ということですけども、提案の金額は15億円足りんとですよ。

本体の追加は、本体側は、上はですね、3000平米でしょう。15億円、平米単価掛ければ、3、5、15で15億円。112億円と15億円で127という、ある程度の近い数字が出るんですけど、多分数字だけを並べても、ちょっとわからんのかなと思うんですけど、結局

地上の延べ床面積を3000広げられた。地下に4000広げられて、その結果、35億円ふやすわけですね。ほかの事業費も15億円ふやしたと。結果が50億円で、地下の部分だけ見ると、4000平米見て、その単価が、平米が、単価が50万ですので、20億円分が、そこに追加になってるじゃないですか。

○委員長（前川祥子君） ちょっと小会します。

（午後3時50分 小会）

（午後4時07分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

○委員（大倉裕一君） 地下の4000平米ふやしたという部分のですね、そこにかかわる工事費が、数字上は見えなくなっているところを伝えたかったんですけど、なかなか伝わりませんので、また継続してですね、この委員会とは別に、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

あと、ほかの質問でいいですか。

○委員長（前川祥子君） はい、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 済みません、浸水対策なんですけど、今、GL—TPというふうにも言われますけど、それ、2.75で設定してあつとですかね。そこを、まず。

○委員長（前川祥子君） その点に関してはですね、今回は予算審査ですので、その部分は、質問は……。

○委員（大倉裕一君） そこから関係があるんですけど。

○委員長（前川祥子君） この予算審査にですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） 関係ありますか。

○委員（大倉裕一君） はい。最後まで聞いていただければ。

では、全部しゃべっていきますよ、委員長が

そうおっしゃるのであれば。

○委員長（前川祥子君） はい、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 図面を、この前引き下げられましたけど、たしか2.75だったというふうに判断をしています。

国交省が洪水とか、球磨川の決壊のハザードマップば出してますよね。市役所の水位のところ、市役所の冠水状況のところを見られてると思うんですけど、職員さんたち、八代市役所、分かるんですよね、12時間。その認識がおありであるのかどうかと、その認識があっても、この地下にわざわざ4000平米をされるのか。私は、この4000平米、地下に持っていくべきではないというふうに思うんですけど、その点についてお尋ねをします。

○委員長（前川祥子君） 工事費に関係あるということですので、この中身で御説明できれば。

○新庁舎建設課長補佐兼新庁舎建設係長（豊田浩市郎君） ただいま大倉委員の御質問ですけど、確かに、球磨川の決壊の水位ではつかるとは認識しています。その中で、ただ浸水高というのは、50センチ未満ということで、回りのGLよりも1メートル高く設計します。

確かに、地下にも、じゃあ、入らないかという、当然地下はGLの下なんで、流れ込む可能性はあるんですけど、流れ込む可能性の考え方としては、——済みません、ちょっと間違えました。球磨川が決壊してつかる高さは50センチですよ。50センチですから、1メートル上げたことによって大丈夫だと思えます。

あと一つ考えられるのは、大雨のときですね、大雨のときは、当然降りますから、地下に流れ込むことは十分考えられますんで、そこについては、ちゃんと対策とってまして、地下の床の下にピットを設けまして、そこに全部水をためます。ためることによって、地下がつかるとはならないと、一応考えております。

あと、さらに防潮板とか、防水シャッターとかですね、そういう対策をとりつつ、大丈夫なように設計していきたいと思います。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 大丈夫っておっしゃったんですけど、つかるとはつかるとですよ。

0.5から3メートルの範囲が、ハザードマップで表示してあるわけですよ。あえて、そういうところに地下空間を使って、しかも防災機能を付与しますっていうような話には、私はならないというふうに思います。

それから、先ほど部長にずっと、財政の面とかですね、公債費と市債の関係もお話をしてきました。ですけども、財政計画にうたっているようにということでもおっしゃったんですけど、財政計画を見てみても、市債は78億の資料しかないんですよ。27年の3月に、中期財政計画を出されて、29にもあるんですかね。

（「29年3月に、はい、御報告した分がごぞいます」と呼ぶ者あり）そこは、29があるということですけど、市債の中身とか、これから借金、起債を起こしてやっていく分とか、今回の歳入も見とつても、財政計画が崩れてるんですよ。財政計画と今回の、やっぱり庁舎建設の予算の提出というのは、私は、セットになるべきだというふうに思います。そうならば、これからの予算ばですよ、起債ば起こして大丈夫ですよとかいうふうな判断にならんとするんですよ。そこが、私たちの判断の材料になって、私は、その判断が、判断ちいいですか、財政計画が、やっぱり一つの指標ですもん。

そして、きょうも資料がですよ、ただ、補正予算の概要があるばかりで、132億にどういう積み上げをしたのかという資料も、全くないじゃないですか。基本設計が決まりました、そのときには、本体工事、電気工事、空調、何かそういった分野に分けての金額が入るとる資料をですね、出された。けど、それよりも精度

を上げた実施設計で、何でそういう資料が、この場に出てこないんですか。おかしいですよ。この案件を通そうという誠意が、私には伝わってこない。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 財政計画についてお答えさせていただきます。

平成29年の3月に、総務委員会のほうに報告させていただいた財政計画はですね、新庁舎のほうは、総額162億で算入しております、その事業費の枠は、財政計画にも沿った形になっておりますので、今のところ見直しをしていないという状況でございます。

○委員（大倉裕一君） そこは、私の認識不足で、訂正をしたいと思います。29年度にされてるということなんですけど、だけど、市債が物すごく、今回も60億ぐらいふえましたよね。本年度の、31年度の後の予定でも、60億ぐらいふえて、700億を超えているような状況が、こういう状況になってるのに、財政としては大丈夫ですよっていうのは、やはり財政計画だと思うんですよ。だけど、その資料が、状況、状況に応じて見直しをされたものが出てこないというのは、財政計画ってどうでもいい話なのかなというふうにしかとれないじゃないですか。私としては、財政計画に沿って運営をされているんだろうと思ってても、そこが、同じ立ち位置にならないければ、今回の庁舎建設に対する理解ができないですよ。

○財務部長（岩本博文君） 財政計画は、今課長も言いましたように、132というような、もともとですね、想定していた、——162、総額162というところで立ててますので、基本的なところでは変わりはないというような認識で、今おります。先ほどの答弁したような内容になってます。

あと、今回の資料で、庁舎、132の内訳も出てないじゃないかということなんですけれども、そこはですね、おっしゃいますとおり、建

築が幾ら、電気、管幾ら、設備幾らというのは、ちゃんと下にございます。ただ、今回出さなかったのは、これがもう、発注を控えていますので、一般的には、そこまでは外には出さないというようなですね、私たちの、ちょっと思いもありますもんですから、総額でとどめていたというところで理解していただきたいと思えます。

いろいろ入札とかに、その金額が表に出ていくと、ちょっと差しさわりがあるというようなところも懸念しましたもんですから、出してはおりません。

○委員（大倉裕一君） 私たちが、それを言わなければですね、そのことの答えが返ってこないというのも、非常に理解ができないですよ。自分たちさえ知っていればいいとか、自分たちの庁舎をつくられるわけじゃないんですよ。もちろん業務は職員さんたちがされるんですけど、市民の財産を築っていくわけですから、出し方というのが、やはり情報の共有化をしながら出していく。ここは出せるけど、ここはとめてくださいねというような運用もある話だと。

私たちもこれを理解といいますか、採択するためには、責任を負うわけですよ。この場にかかわるわけですから。

○委員長（前川祥子君） 大倉委員、よろしいですか。今の大倉委員の132億の内訳がないという質問に対しての岩本部長の答弁が、発注を控えているのに、この点は出させなかったというようなお答えでしたが、それに対しては御理解はいただけますか。

○委員（大倉裕一君） もう少し説明を求めたいですね。なぜ発注が控えているから、その数字が積めない、積んだ部分を出せないのかという。

○委員長（前川祥子君） 発注を控えているということにおいてでも、意味がわからないとおっしゃりますか。

○委員（大倉裕一君） はい。まずは、その積算を出すべきだと思います。

○委員長（前川祥子君） 内訳の。

○委員（大倉裕一君） はい、132億。

○委員長（前川祥子君） 入札前ですよ。

○委員（大倉裕一君） そんなら、何もかんもでけんて。

○委員長（前川祥子君） いや、出すということ自体がですよ。（「出し方があるんですよ」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） 出すちゆうこと自体がですよ。（「わからんでもよかちゆうことですか」と呼ぶ者あり） _____の中で、はい、はいって認めなっせという話。

○財務部長（岩本博文君） 発注もですね、いろいろ発注の仕方がありまして、その出し方によって、いろいろまた、誤解を招いたりとかですね、する可能性もなきにしもあらずですので、やはり総額で、今のところはですね、出さしかないというように、私は思っています。

これを細かく出してしまいますと、後々、ちょっと影響も考えられますので、行政、執行部側としては、あくまでもこの総額でしかお示しできないというようなところで、ぜひとも、今の時点では御理解いただければと思います。

○委員（古嶋津義君） 先ほど、大倉議員の発言の中で、_____という差別発言がありましたので、訂正をお願いします。

○委員（大倉裕一君） 不適切な発言がありましたので、訂正します。

○委員長（前川祥子君） それでは、意見は出尽くしましたでしょうか。大倉委員、よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかに、じゃあ、ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） それでは、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 今回、継続費の設定ということで、市庁舎本体に132億ということでの説明、提案があったわけですが、今回出された資料、内容では、私は理解をすることができませんでしたので、今回については、反対をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第34号・平成31年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後4時23分 小会）

（午後4時27分 本会）

◎議案第11号・平成31年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第11号・平成31年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長（増住真也君） それでは、平成31年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算の総括をさせていただきます。それでは、座りまして、説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務企画部長（増住真也君） 本市のケーブルテレビ事業は、坂本、東陽、泉地域における

テレビの難視聴対策及び地域間の情報格差是正を目的に、平成16年度から平成18年度にかけて順次整備を行い、平成31年度でサービス開始から16年目を迎えます。

本事業の運営につきましては、平成28年度から指定管理者制度へ移行しており、さらに、平成31年度から3年間における指定管理者委託の議決について、さきの12月議会で御承認をいただき、引き続き、テレビ八代株式会社による運営を行うこととしています。

しかしながら、本事業における大きな課題は、施設設備や伝送路が老朽化しており、設備の更新時期を迎えていること、また昨今のインターネットサービスの超高速化、大容量化への対応がおくれていることなどが挙げられます。

このような中、本3月議会に、市内全域における光ブロードバンド通信網の整備関連予算が計上され、承認をいただければ、4年後には、ケーブルテレビ事業を提供している山間地域においても、民間による高速なインターネットサービスが開始されることとなります。

このようなことを踏まえ、今後、本事業におけるインターネットサービスのあり方や、老朽化したケーブルテレビ設備の更新について、民間サービスへの移行なども念頭に入れながら、ケーブルテレビを利用されている山間地域の皆様にとっても、ベストな方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上を総括とし、詳細については、担当課長より説明いたさせます。よろしく申し上げます。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課、早木でございます。

ただいま総務企画部長のほうから、総括の説明をいたしましたので、私のほうからは、詳細を説明を申し上げます。よろしく申し上げます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） それでは、議案第11号・平成31年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。

平成31年度（2019年度）八代市特別会計予算書の161ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2266万6000円と定めております。詳細につきまして、歳入から順次御説明させていただきます。

166ページをお願いいたします。

款1・分担金及び負担金、項1、目1・分担金7万3000円は、平成23年度に新規にケーブルテレビを引かれました事業所1件分でございます。

次に、款2・使用料及び手数料、項1、目1・使用料、節1・ケーブルテレビ利用料14万1000円と、節2・インターネット使用料5万7000円は、いずれも過年度分の使用料でございます。

167ページをお願いいたします。

項2、目1・手数料4000円は、督促手数料でございます。

次に、款3・財産収入、項1・財産運用収入68万7000円は、携帯電話事業者に対して、移動通信鉄塔、つまり携帯電話基地局用の伝送路の一部を貸し付けるものでございます。

款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金は2170万円で、昨年度より2663万2000円の減額となっております。

引き続き、歳出について御説明をいたします。

169ページをお願いいたします。

款1、項1・ケーブルテレビ事業費、目1・一般管理費22万3000円は、ケーブルテレビ管理運営審議会及び放送番組審議会の開催経

費等でございます。

次の目2・施設維持管理費、節11・需用費600万は、設備機器及び伝送路の修繕費でございます。節13・委託料の482万7000円は、平成31年度から3年間、指定管理委託を行いますテレビ八代株式会社への指定管理委託料、31年度分でございます。

続きまして、款2、項1・公債費の目1・元金1152万円と、目2・利子は、平成26年度インターネット通信関連機器の更新に係る施設整備事業債、及び平成27年度台風15号に伴います災害復旧事業債の償還に係るものでございます。平成30年度と比較をいたしまして、元金と利子を合わせて2817万5000円の減額となっておりますが、これは、坂本センターの平成18年度事業に係る過疎対策事業債が、平成30年度をもって償還が完了したものであるものでございます。

これによりまして、ケーブルテレビが開局いたしました当初に借り受けをいたしました起債は、全て償還が終了したということになります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第11号・平成31年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後4時35分 小会）

（午後4時36分 本会）

○議案第17号・財産の貸付けについて

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

それでは、議案第17号・財産の貸付けについてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の尾崎でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて、説明させていただきたいと思ひます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 別冊の議案書の1ページをお開きください。

議案第17号・財産の貸付けについて御説明いたします。

本市では、平成24年9月策定の未利用等の市有資産の活用方針、及び平成29年3月策定の公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、廃校跡地などの市有資産の有効活用による歳入確保及び歳出抑制を図るとともに、地域活性化の一助となるよう、積極的な活用を図ることとしております。

そこで、平成26年3月に閉校した旧泉第三小学校を、平成30年8月に募集しましたところ、1社から御応募がございました。そこで、10月に利用候補者選定委員会を開催し、応募者からの事業計画や貸し付け条件、貸し付け期間などの提示に基づき審査を行い、利用候補者として決定したところでございます。

この利用候補者が予定している事業の開設に当たりましては、施設の改修等に多額の初期費用が必要であり、また長期的な貸し付け事業で

あることから、安定的な経営とするために、利用候補者から提案された貸し付け金額が、本市で定めている額より低い額であったことから、財産を減額して貸し付けるには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

そこで、今回の貸し付けにつきましては、議案書の1番目、土地及び建物の所在地は、八代市泉町柿迫4163番地でございます。

2番目、土地及び建物の規模は、土地の地積2699平方メートル、建物の総面積1031平方メートルでございます。

3番目、契約の相手方は、八代市田中町573番地の8、株式会社福祉サービス熊本、代表取締役山野誠一さんでございます。

4番目、貸し付け期間は、平成31年4月1日から平成41年、西暦で2029年の3月31日までとなっております。

5点目、貸し付け料は、平成31年4月1日から3年間は無償、4年目以降は、月額10万円となっております。

提案理由は、先ほども申しましたが、財産を減額して貸し付けるため、議会の議決を要するものでございます。

次に、先ほど、事前にお配りしております資料2はございますでしょうか。旧泉第三小学校土地建物賃貸借契約については、お手元ございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そちらに沿って説明させていただきます。なお、先ほどの議案書と一部重複部分がありますので、その部分は割愛させていただきます。

1点目の貸し付け概要の（2）貸し付け先の②法人の設立年月日は、平成15年11月7日でございます。

③業種は、市内を中心に、介護等の福祉事業をされております。

（3）今回の旧泉第三小学校の利用目的は、障害者就労支援A型事業所開設、及び障害者グ

グループホーム開所、特産品加工直売所などを計画されております。

2の経過・現状は、冒頭にも申しましたが、平成30年8月に募集し、選定後、1月25日に土地建物賃貸借仮契約書を取り交わしております。

3の議会の議決が必要となる理由ですが、募集時は、貸し付け価格を月額30万4200円と設定しておりましたが、施設を利用するに当たり、高額な初期費用がかかることや長期的な貸し付け事業であり、安定的な経営となるように配慮が必要であることなどを考慮し、利用候補者が提案している貸し付け価格に減額することとなったものでございます。

続きまして、議案書の3枚目のほうにつづいております資料1はございますでしょうか、について説明させていただきます。

1番目の貸し付け先の概要で、4行目になっておりますが、株式会社福祉サービス熊本の本従業員数は、正社員が57名、パートが7名とのことでございます。

次に、2の事業概要では、今回の障害者就労支援A型事業所開設等に当たり、施設の管理方法、管理体制につきましては、施設の従業員を地元から採用予定とし、責任者が常駐し、24時間体制での管理運営を行う予定とのことでございます。

また、事業概要と地域貢献のうち、まず、事業概要につきましては、1階部分には、県に事業所設置の許可申請をしている就労支援A型事業所を開設するとのことでございます。

また、2階部分には、障害者グループホームを設置して、障害者の方々が自立した生活ができる基盤づくりの場所とするとのことでございます。

1階部分の就労支援事業所では、泉地域の特産農産物の生産・加工などを行う予定とのことでございます。生産につきましては、泉地域の

遊休農地等を利用して、地域の農業経験者の指導のもと、ユズ、大豆などの作付、生産を行う予定であり、事業開始に向け、JA等と協議中とのことでございます。

また、加工につきましては、泉地域の農産物加工を就労支援事業所内で行い、漬物などへの加工を行うため、地元住民や製品加工業者と協議中とのことでございます。

さらには、グループホーム入所者や、地域住民と事業所利用者との交流事業などを予定しておられます。

次に、3階部分には、八代農業高校泉分校の寄宿舎設置を考えておられ、学校、地域との連携を図り、許認可等の手続を行っていくとのことでございます。

そして、過疎化、高齢化が進行する泉地域の働く場所の提供を行い、就労支援事業所、特産品加工場が、特産品の流通促進を図る場所となることで、地域活性化に貢献できる事業所を目指しておられます。

続きまして、地域貢献でございますが、地域特産となる農産物の生産・加工・販売のお手伝いと、地域のまちおこしや行事等に積極的に参加して、若年層や障害者を地域に呼び込み、地域の中で施設利用者が自立した生活を送れるように地域住民とともに支援するとのことでございます。

以上のことから、未利用の市有資産を有効活用するとともに、利用候補者は、地域活性化に貢献できる事業所を目指しておられますことから、貸し付けるべきと考えております。

現状では、旧泉第三小学校の維持管理費は、廃校のままであっても年間100万円程度かかりますことから、貸し付けることで、経費の抑制になり、3年間は無償であっても、4年目からは賃借料月額10万円となることから、福祉サービス熊本と賃貸借契約したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 福祉サービス熊本がお借りになるということですが、改修工事については、どれくらいかかるんですか。もちろん、この福祉サービスがお金は負担されるんでしょう、その1点と、もう1点はですね、八代農業高校の泉分校の寄宿舎設置を考えられていると。寄宿舎というのは有料になっとっでしょうか。

○財政課副主幹兼公有財産運用推進係長（上村勝一君） 改修工事のほうはですね、申し込み時のときに、大体2500万と、2年目が500万、改修費用のほう、かけられるということで、計画の中では出されております。合わせて3000万になりますですね。

八代農業高校の寄宿舎というところになりますと、一応3階部分、今、泉のほうでもですね、別の個人さんのほうで寄宿のほうをされておられるわけなんです、一応3階に予定されている寄宿舎としては、許認可のほうが必要になるんですが、6名のほうで、3階の部分を使って、6名までの定員として寄宿舎のほうを考えて、計画しておられます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 有料か。

○財政課副主幹兼公有財産運用推進係長（上村勝一君） 食事費あたりもですね、ちょっと安く、格安で設定されて、有料という形で寄宿舎のほうを経営していきたいと。経営自体もですね、地元の方がされるのであれば、地元のほうにもお任せしたいということで、貸し付け先のほうはお話ししておられました。

以上です。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。ほ

かにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 1点、済みません、お尋ねします。契約が切れて、仮に、この施設を使わないですよという形になった場合、修繕をされた部分というのは、原形復旧というような形で、貸し付け契約になっとっでしょうか。

○財政課副主幹兼公有財産運用推進係長（上村勝一君） 今、締結ちゅうかですね、仮契約ということで、契約書のほう交わしておりますが、そこは、甲乙、双方の改修されたままでも、原状復帰されないままでも、返していただけるか、市と貸し付け先のほうとの話し合いで、そのままの形で返していただくこともあり得ると、基本はそぎゃん形になるかなという形で思っております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） この会社、現在従業員数が、現在が正社員57名、パート7名ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、施設の従業員を地元から採用予定、これは何名ぐらい。

○財政課副主幹兼公有財産運用推進係長（上村勝一君） A型事業所と、1階のほうがA型事業所、そして、2階のほうグループホームということになっておりますが、A型支援事業所就労の関係でいいますと、特産品の加工場ということで、農産物の生産、加工あたりも考えております。その関係上、先ほど課長のほうの説明のほうの中にもあったかと思いますが、泉地域の遊休農地を使って、作物を就労支援に来られた方たちが、作物をふやしてされるやつを、地元の方たちの手をかりまして、指導員さんのような形で、指導員として契約してからですね、手伝えていただくような形でしたいということでおっしゃっておりました。

以上です。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 補足します。

従業員は、大体七、八名程度を考えているということです。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第17号・財産の貸付けについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

◎議案第19号・八代市部設置条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、条例議案の審査に入ります。

それでは、議案第19号・八代市部設置条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（白川健次君） 皆さん、改めて、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）お世話になります。人事課の白川でございます。よろしく願いいたします。では、座って御説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） 議案第19号の八代市部設置条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は7ページからになります。なお、説明につきましては、右肩に、議案第19号関係資料とあります新旧対照表により行わせていた

だきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の改正の理由でございますが、八代市環境センターの建設事業の終了に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

今回改正いたします条例第2条は、市長公室及び各部の事務分掌を定めたものでございます。

このうち、第4号は、市民環境部の事務分掌を規定しておりまして、環境センターにつきましては、今年度で緑地エリア整備工事も完了し、建設事業が終了いたしますことから、片仮名のキにあります、環境センターの建設に関するものを削除するというものでございます。

なお、施行日は、平成31年4月1日といたしております。

説明は以上です。御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第19号・八代市部設置条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第20号・八代市職員の勤務時間、休暇

等に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第20号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（白川健次君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） 議案第20号の八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は9ページからになります。なお、説明につきましては、右肩に、議案第20号関係資料とあります、八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてという資料に基づいて行わせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、1の改正の概要でございますが、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制において、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、時間外勤務の上限規制等が導入されることを受けまして、国家公務員におきましても同様の措置を講じるよう人事院規則の改正が行われております。そのため、本市におきましても、国に準じて、職員に時間外勤務命令を行うことができる上限時間等を規則で定めるよう、本条例の改正を行うというものでございます。

条例の改正につきましては、議案書の10ページを見てくださいとわかりますように、前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務に関しまして、必要な事項は、規則で定めるというものでございます。そのため、実際に規則で定める内容について、今回は御説明をさせていただきますと思います。

2の規則で定める上限時間等の内容のところ

をごらんください。

まず、(1)の原則の上限時間は、1カ月で45時間以下、1年では360時間以下ということになります。

また、(2)の他律的な業務の比重の高い部署の上限時間等は、1カ月で100時間未満、1年では720時間以下、2カ月から6カ月のいずれの期間においても、その平均が80時間以下、また、月45時間を超える月数は、年6カ月までということになります。

この他律的な業務とは、下のほうに米印をつけているところ、そこをごらんいただきたいと思いますが、本市におきましては、予算編成や、人事・企画等の内部調整、本庁の福祉や税の賦課等を行う住民窓口関連、イベントの運営等、その業務の量や実施時期、その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務を想定いたしております。

ただし、(3)の上限時間の特例といたしまして、大規模災害への対処など、重要かつ緊急に処理することが必要な業務に従事する職員につきましては、これらの上限時間を超えて時間外勤務を命じることができるとしております。

また、この場合には、上限時間を超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとするいたしますとともに、その要因の整理、分析・検証を行うということとしております。

なお、施行日は、平成31年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 条例の改正については賛同するものなんですけれども、この規則で定める上限時間の中身の部分ですね、この数字に近づいてきたときの、その職場の上司というんでしょうか、は、やはりそれなりの配慮といいますかね、健康管理、そのあたりはしっかりと行っていただくように、人事担当からも周知のほうですね、指導のほうをお願いしておきたいというふうに思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第20号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第21号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第21号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（白川健次君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） 議案第21号の八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は11ページからということになります。なお、説明につきましては、右肩に、議案第21号関係資料とあります、八代市一般職の

職員の給与に関する条例の一部改正という資料を使って行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1の改正の趣旨でございます。勤務1時間当たりの給与額の算出の際に用います祝日等の日数を、これまでの固定した日数から、実日数となるように、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容をごらんください。今回改正いたします、条例第35条は、時間外勤務手当等の計算の際に用います、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について定めているものでございます。

表の上段をごらんください。

現行では、1時間当たりの給与額の算出方法につきまして、給与の月額に12月を乗じて得た給料の年額を、1週間当たりの勤務時間に、1年間であります52週を掛けた、乗じたものから、1日当たりの勤務時間に18日を乗じたものを引いた、減じたもので除して得た額といたしております。つまり、1時間当たりの給与額は、給料の年額を祝日等の日数としての18日分の勤務時間を除いた1年間の勤務時間で割って求めておりました。この18日という日数は、熊本県が過去10年間の祝日等の日数の最大値から算出したしまして、労働基準監督署に確認されたものを参考にさせていただきました。

下のほうの祝日等の日数の推移という表をごらんください。

この表を見ていただきますとわかりますように、本年度までは、祝日等の日数が18日以下でありました。しかし、来年度、平成31年度は、天皇の即位に伴いまして、4月末から5月上旬にかけて10連休となることなどから、祝日等の日数が22日となります。そのため、中ほどの表に戻っていただきたいと思いますが、この表の上段の現行のように、18日の

固定日数のままだと、1年間の労働時間数が実際よりも多くなり、その結果として、1時間当たりの給与額が、実際より下回ることとなるため、労働条件の最低基準を定めました労働基準法等に抵触するおそれも出てくるというものでございます。

そのため、表の下段の改正案にありますように、これまでの18日という固定した日数から、祝日等の実日数となるよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、3の施行日でございますが、平成31年4月1日といたしております。

説明は以上です。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第21号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第22号・八代市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第22号・八代市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（白川健次君） それでは、引き続きよろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） 議案第22号の八代市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は13ページからになります。なお、説明につきましては、右肩に、議案第22号関係資料とあります、新旧対照表により行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

提案の理由でございますが、学校教育法の一部改正に伴いまして、本条例において所要の改正を行う必要があるというものでございます。

新旧対照表をごらんください。

本条例は、大学等の課程の履修または国際貢献活動のための休業であります自己啓発等休業に関し、必要な事項を定めたものでございます。

そのうち、今回改正をいたします条例第4条第2号は、地方公務員法第26条の5第1項の規定によりまして、条例で定めることとされました、自己啓発等休業の対象となる教育施設のうち、学校以外の教育施設で、大学または大学院に相当する教育を行うと認められる過程を置く教育施設について定めているものでございます。

今回の改正内容は、学校教育法が改正されまして、新たに専門職大学及び専門職短期大学の制度が新設されたことに伴いまして、これまで引用していた部分について項ずれが生じたことから、必要な改正を行うものでございまして、具体的には、これまで学校教育法の104条第4項第2号を引用していたものを、第104条第7項第2号に改めるというものでございます。

なお、施行日は、改正法が施行されます平成

31年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第22号・八代市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第31号・八代市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第31号・八代市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（白川健次君） それでは、私のほうからは、最後の説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） 議案第31号の八代市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は43ページからになります。なお、説明につきましては、右肩に、議案第31号関

係とあります新旧対照表を用いて行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の提案の理由でございますが、八代市病院事業の廃止に伴いまして、関連する条例の一部改正を行う必要が生じたものでございます。

一部改正を行います条例は、八代市職員の定年等に関する条例、八代市一般職の職員の給与に関する条例、八代市職員の特殊勤務手当支給条例、及び八代市国民健康保険条例の、この4つの条例でございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

主な改正内容について御説明いたしますと、まず、第1条は、八代市職員の定年等に関する条例の一部を改正するもので、職員の定年の年齢を定めた条文から、八代市立病院の文言を削るというものでございます。

また、その下から4ページまでの、第2条関係は、八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、3つの医療職給料表のうち、市立病院に勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師及び診療放射線技師に適用いたします医療職給料表と、看護師及び准看護師に適用いたします医療職給料表を削るとともに、新旧対照表の2ページの上のほうにありますように、宿日直手当のうち、市立病院の医師と看護師に係る部分を削るというものでございます。

なお、医療関係につきましては、市立病院のほか、椎原診療所もございますので、あわせて整合性を保つための所要の改正も行っているというものでございます。

新旧対照表の4ページの下のほうをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

第3条は、八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正するものでございまして、市立病院のみに適用いたします放射線取扱手当及び夜間看護手当を削るというものでございます。

新旧対照表の5ページの中ほどをごらんくだ

さい。

最後の第4条は、八代市国民健康保険条例の一部を改正するもので、市立病院が国民健康保険診療施設として設置されておりますことから、市が行う国民健康保険事業の中から、市立病院がかかわります診療事業及び健康診断の2つの事業を削るというものでございます。

なお、施行日は、平成31年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第31号・八代市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第23号・八代市協働のまちづくり推進条例の制定について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第23号・八代市協働のまちづくり推進条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（潮崎 勝君） よろしくお願

いいたします。
議案書の15ページをお願いいたします。

議案第23号・八代市協働のまちづくり推進条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、地域協議会の組織の役割を明確に定義すること、及びまちづくりにおける市民と行政の基本的な役割を市民に示す必要がございます。よって、条例の制定が必要となったためでございます。

詳しく、内容は、担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） 改めまして、皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の遠山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） それでは、私のほうから、議案第23号・八代市協働のまちづくり推進条例の制定について御説明させていただきます。

議案書につきましては、15ページからになりますが、本日は、別途資料を用いまして、説明させていただきます。

資料につきましては二つございます。総務委員会資料、八代市協働のまちづくり推進条例の制定についてと書かれています3枚紙のホッチキスどめのものが1部でございます。また、八代市協働のまちづくり推進条例の解説と書かれた冊子が1部でございます。ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、まず、この条例につきましては、昨年度から、本総務委員会におきまして、条例の概要、タウンミーティングなどの内容や結果などについて御報告をしております。

9月には、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会より、中村市長に対し、八代市協働のまちづくり推進条例骨子案を報告された内容について、また、前回12月におきましては、この報告をもとに作成した条例案とパブリック

コメントや職員研修の内容について、御説明をいたしたところでございます。

本日は、この所管事務調査での説明と重複する部分、繰り返しの説明になる部分が多いかと思いますが、お許しいただきたいと思えます。

それでは、条例制定の理由、これまでの取り組み、条例の内容、今後の取り組みとスケジュールについて、御説明をさせていただきます。

まず、条例制定の理由でございますが、今、部長のほうから一部出ましたが、本市では、住民自治によるまちづくり基本指針のもと、住民自治組織である地域協議会の設立、交付金や補助金制度の設立、地域住民の活動拠点としてのコミュニティセンターの開設など、さまざまな施策を展開してまいったところでございます。

しかしながら、住民自治によるまちづくりを推進しながら、その中心となる地域協議会の定義、法的根拠、規定がないまま、市は地域協議会に対し人的、財政的支援を行ってきたところでございます。

また、社会環境の変化などから、まちづくりへの関心や地域の連帯感の希薄化を招き、自治会や地域協議会の活動も一部の役員にのみ運営され、多くの住民がまちづくりに参加できてないという課題も出てまいったところでございます。

そこで、まちづくりにおける市民や市、地域協議会や自治会などの役割などを明確に定義し、協働によるまちづくりを進めていく仕組みなどについて、市民に対し明確に示していく必要があることから、今回、八代市協働のまちづくり推進条例を制定するものでございます。

次に、これまでの取り組みでございますが、先ほどの3枚つづりの資料の1ページをごらんください。

本市では、平成19年9月に、加って、語って、協働によるまちづくりを基本理念とした、住民自治によるまちづくりの基本指針を作成

し、市民、行政、議会のそれぞれの役割を明記した、いわゆる総合型の自治基本条例の制定を記載し、平成26年までは、その方向で、条例制定に向けた調査研究、啓発活動に力を入れたところでございます。

しかしながら、平成27年8月に、八代市協働の推進に関する条例研究会を設置し、改めて市民協働によるまちづくりに関し、調査研究などを行っていただきました。

その後、平成28年3月には、協働のあり方については、条例という形で明確化する必要があることや、条例の類型は、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた市民参加型条例を望むという内容の提言を受け、総合型ではなく、市民参加型の条例を目指すことになったことでございます。

この条例研究会の概要と提言の内容につきましては、次の2ページに記載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

この提言を受けた形で、平成28年8月からは、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置し、約2年間、13回の会議において検討を重ねていただき、その成果として、中村市長に対して、先ほども申しましたが、条例骨子案の報告書を、昨年7月に提出していただいたところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

本条例の特徴と構成になります。本条例の特徴といたしましては、市民と行政が協働のまちづくりに取り組むための基本原則を定め、地域課題などの解決のための役割と取り組み方法を明らかにした、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例であること、また、平易な言葉を用い、文体を口語体とし、市民にわかりやすく、なじみやすい文章としていることなどでございます。

次に、条例の構成でございますが、前文と全7章で構成されております。

市民の皆様は、条例の趣旨をよく理解していただくために設けた、また、検討委員会の皆様の思いのこもった前文に続きまして、総則に条例の目的、用語の定義、基本原則を、第2章に市民の役割を定めております。第3章に市の役割、第4章に協働の推進を、第5章に地域自治の推進、第6章に市民活動の推進、最後の第7章に雑則という構成になっております。

条例の構成、内容につきましては、前回、12月の所管事務調査で御報告をいたしました、条例案と大きな変更はございません。

続きまして、本条例の特徴の一つであります、条例の解説文を見ていただきたいと思えます。本条例では、条例の内容について、市民が、より理解しやすくするために、注意事項や具体的な例を示した解説文を、条例検討委員会において、条文と並行して検討していただき、作成をしているところでございます。

先ほどの別紙の冊子を、ちょっとお願いいたします。

特徴的な解説部分を1点だけ、御紹介させていただきますと、3ページをお願いいたします。

3ページの定義の部分でございしますが、第7項をごらんください。条文では、まちづくりを、住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいますというふうにしております。市民にとりましては、漠然としてわかりにくい部分かと思えます。

次の4ページの下段、(7)をごらんください。

一方、解説文では、まちづくりを、まちづくりとは、市民の皆さんが安全・安心で快適に暮らせるための防災・防犯活動を初めとして、地域を活性化する活動、ともに学び合う教育活動、文化や歴史を伝承する文化活動、地域内住民や他の地域と交流する活動、環境保全・環境美化活動、地域福祉活動など、住みよい豊かな

地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいますと、書いております。このように具体的な活動を例示し、例文の内容を、誰もがよりわかりやすく、よりイメージしやすいように工夫したものとなっているかと思えます。

この解説文に加えまして、市民向けのパンフレットを作成し、住民説明会などで、この条例の内容を、まちづくりにかかわる全ての方々にわかりやすく説明し、周知をしていくことが、本市の協働のまちづくりが、より盛んになるようにすることが、重要だというふうに考えておるところでございます。

以上が、条例の内容に関する説明でございます。

最後に、お手数ですが、先ほどの3枚つづりの資料に戻っていただいて、最後のページ、5ページをごらんください。

平成30年度の経過と31年度のスケジュール案でございます。昨年7月の条例検討委員会からの市長への成果報告以降、9月と12月の本総務委員会において、本条例に関する御報告をさせていただいております。

その後、まちづくりに関し、実際に、地域でまちづくりの中心となって取り組んでいただいております、地域協議会の事務局長さんに昨年12月に、会長さんにことし2月に条例案について、改めて御報告、御説明をいたしたところでございます。

続きまして、今後のスケジュール案でございますが、4月1日に条例制定、交付、8月1日に施行と考えております。

交付と同時に施行といたしませんのは、条例施行までの間、市民の皆様は条例の内容や意義について、理解と関心を深めていただくために、さまざまな形で丁寧に説明する機会が必要と考えております。6月と7月にかけて、10回の住民説明会を実施する予定といたしております。

あわせて、パンフレットですとか、ポスターの作成、配布を予定いたしております。

また、8月の条例施行に合わせ、記念イベントといたしまして、条例検討委員会の澤田会長によります基調講演や、まちづくりや住民自治に造詣の深い方による特別講演など、市民フォーラムを実施予定といたしております。

以上が、今後のスケジュール案でございます。

以上で、八代市協働のまちづくり推進条例の制定についての私の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第23号・八代市協働のまちづくり推進条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、要望書等につきまして、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成について

は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、しばらく休憩いたします。5時30分から再開いたします。

（午後5時23分 休憩）

（午後5時30分 開議）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（前川祥子君） それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査（やつしろ国際化推進ビジョンについて）

○委員長（前川祥子君） それでは、まず、やつしろ国際化推進ビジョンについてをお願いします。

○国際課長（嶋田和博君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）長時間の審査の後で、お疲れのところではありますが、しばらくお時間をいただきまして、やつしろ国際化推進ビジョンについて説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○国際課長（嶋田和博君） 同ビジョンにつきましては、さきの12月定例会の本委員会にお

きまして、素案という形で御説明を差し上げたところでございます。

その後、1月にパブリックコメントを実施しまして、終了しましたことから、本日最終報告をさせていただくものでございます。

お配りしている資料のうち、本ビジョンの本文のほうをごらんいただければと思います。概要版ではないほうですね。

まず、1枚めくっていただきまして、目次のほうで大まかなつくりを、説明を差し上げたいと思います。章立てにしておりまして、第4章から構成をされております。

第1章で、やつしろ国際化推進ビジョンの策定に当たってということで、その策定の趣旨や計画期間について記載しております。

そして、第2章、国際化の方向性の中で、観光、経済のグローバル化、国際交流の活発化、外国人市民の増加、国際理解の促進と人づくりという4つのテーマで、現状と課題を分析し、目標とする都市像や、4つの基本方針を導き出しております。

そして、第3章で、施策の推進ということで、この4つの基本方針、それぞれに主要施策10本、そして、それにひもづくところの、全部で主な取り組み35本を記載しております。

最後に、第4章で推進体制として、市や将来設立予定としております国際交流協会、市民、企業・団体、教育機関のそれぞれの役割を明示したところでございます。

本日はですね、さきの委員会で素案の段階で、中身については触れておりますので、施策の部分について、概要版を使って簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

こちらの3枚物の概要版をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、ここに策定の趣旨、計画期間とございます。この計画期間につきましては、さきの総務委員会のほうで、こ

のビジョンの周期を、総合計画の基本構想と周期を合わせるべきではないかという御意見をいただきましたので、こちらについて検討をさせていただきました。その結果ですね、どうしても総合計画の基本構想につきましては、年度末に策定し、その正式な決定を受けてですね、正式な論議に入るということになると、1年程度のブランクが出てしまうということで、その間の1年間のビジョンとして残したいというふうに考えました。

当然、総合計画とビジョンとで大きな乖離、内容の乖離が生じたりした場合は、当然のごとく、上位計画である総合計画、基本構想に沿った形での施策の取り組みということで、柔軟な対応をさせていただきたいというようなことで御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

目指すべき都市像としては、世界の笑顔が花咲く国際都市やつしろということで、こちらに書いているような趣旨をイメージしてございます。

それでは、基本指針と主要施策と、その主な取り組みについて簡潔に御説明申し上げます。

まず、基本指針の1番目、世界に向けた観光・経済戦略の展開としまして、主要施策3本挙げております。

まず1本目が、海外からの観光客誘致の促進とおもてなしの推進ということで、観光地としての魅力づくり推進や、海外への観光プロモーションの強化、外国クルーズ船の誘致促進、インバウンド需要取り組みの対策強化を挙げております。

主要施策の2本目が、グローバルな経済展開の推進といたしまして、農林水産物等の輸出促進、地元企業の海外進出への支援、経済団体との連携などについて5本、主な取り組みを掲載しております。

そして、主要施策の3本目として、世界との交流基盤の整備としまして、クルーズ拠点整備

などによる八代港の魅力づくりや、やつしろ物流拠点構想の推進、国際コンテナ定期航路の新規開設など、5本の取り組みを示しております。

次に、基本指針の2番目として、国際交流の拡充を挙げております。ここでは、主要施策の4本目として、友好提携都市を初め海外との多様な交流の創出としまして、現在ある2つの友好都市とのさらなる交流の促進や、教育・文化・スポーツなどを通じた多様な交流促進、国際的イベントなどの誘致活動の促進など、5本の取り組みを記載しております。

次に、主要な施策の5本目として、市民主体の国際交流の促進としております。これは、国際交流ボランティア登録制度の充実と活用や、修学旅行、留学、ホームステイの支援、あるいは民間団体等の国際交流活動の支援など、3本の取り組みを掲載しております。

そして、主要施策の6本目、国際協力の推進といたしまして、国際関連団体との連携、外国人技能実習生や外国人留学生への支援、地球環境保全に向けた取り組みと外国人市民への啓発推進の3本を掲載しております。

基本指針の3番目、多文化共生社会の推進としまして、主要施策の7本目として、外国人市民も暮らしやすいまちづくり、情報提供や案内表示の多言語化の推進や、外国人市民の相談体制の充実、災害時の外国人市民に対する支援など、6本の主な取り組みを示しております。

そして、主要施策の8本目として、多文化共生に向けた相互理解の促進としまして、地域における外国人市民との交流機会の創出、日本語学習の支援など、4本の取り組みを示しております。

最後に、基本指針の4番目としまして、国際感覚豊かな人づくりの推進としまして、主要施策9番目、国際理解の促進としまして、国際化に関する知識、情報の積極的な提供や、外国人

派遣制度等を活用した外国人材の登用による国際理解の促進など、4本の取り組みを示しております。

最後に、主要施策10本目として、教育・研修などの充実として、グローバル化に対応した英語教育や国際教育の充実、教育機関との連携、生涯学習としての語学講座の実施など、5本の主な取り組みを示しております。

推進体制については、先ほど申し上げたものをイメージ化して示したところでございます。

以上が、簡単ではございますが、最終報告としますやつしろ国際化推進ビジョンの内容となりますが、さきの委員会でアンケート調査結果等についての提出を求められましたが、体裁を整えたりする作業に少し時間を要しまして、12月定例会中の提出ができなかったものですから、本定例会での提出となりましたことをおわびしたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で、やつしろ国際化推進ビジョンについてを終了します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市総合体育館ネーミングライツの経過報告について）

○委員長（前川祥子君） 次に、八代市総合体育館ネーミングライツの経過報告についてをお願ひします。

○企画政策課長（福本桂三君） こんにちは。企画政策課の福本です。

八代市総合体育館ネーミングライツの経過報

告について、説明させていただきます。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○企画政策課長（福本桂三君） ネーミングライツ導入につきましては、12月市議会の総務委員会におきまして御報告しておりましたけれども、募集を行いましたところ、期間内に1社の応募がございました。

既に新聞報道等で御存じのことと思ひますけれども、2月28日に相手方との調印に至りましたので、事後報告となりますけれども、経過報告をさせていただきます。

それでは、資料をごらんください。

まず、1、八代市総合体育館ネーミングライツの募集結果についてです。応募企業としましては、株式会社トヨオカ地建のみでございました。

御承知かと思ひますが、株式会社トヨオカ地建は、八代市海士江町の不動産業を営まれている会社でございまして、従業員27名の会社でございます。

次に、(2)の株式会社トヨオカ地建からの応募内容でございしますが、契約金額は、消費税抜きで年額205万円、消費税込みで221万4000円です。

契約期間は、ことし4月から2024年3月31日までの5年間でございます。この5年間のネーミングライツの料金は、総額1107万円となります。

愛称は、八代トヨオカ地建アリーナでございします。

次に、2、応募内容の審査でございします。八代市総合体育館ネーミングライツ・パートナー募集要領の項目8、審査、優先交渉の選定・公表では、優先交渉権者として適当かどうかを審査することとなっております。たとえ、応募者が1社であっても、その企業が、ネーミング

ライツのパートナーとしてふさわしいかどうかの審査をすることとなっております。

そのため、1月24日に、庁内の職員11名で構成します八代市広告審査委員会において審査を行いました。

審査では、経営の安定性、応募企業の事業内容、愛称が市民に受け入れられるか、また浸透しやすいか、地域貢献の取り組みや実績、考え方、応募金額の5つの項目において、慎重な審議を行いました。その結果、株式会社トヨオカ地建を優先交渉者として選定することを決定いたしました。

この審議結果を受けまして、本市では、株式会社トヨオカ地建をネーミングライツの交渉者として、契約内容について協議を重ねてまいりましたところ、合意に至りましたので、2月28日に調印式をとり行った次第でございします。

なお、現在、来月4月1日からの八代トヨオカ地建アリーナのネーミングライツ開始に向けまして、案内看板などの表示物、企業PRコーナー、市民への周知等において、準備を進めているところでございします。

以上、御報告とさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（橋本隆一君） ネーミングライツというやり方は、非常にいいと思うんですけども、今後こういったやり方で、何か検討しておられるというところはあるですか。

○企画政策課長（福本桂三君） 現段階としては、まだございません。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八

代市総合体育館ネーミングライツの経過報告についてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（沖町における場外車券売場について）

○委員長（前川祥子君） 次に、沖町における場外車券売場についてをお願いします。

○企画政策課長（福本桂三君） 引き続きまして、沖町における場外車券売場について御報告します。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○企画政策課長（福本桂三君） 本市の沖町におきまして、全国各地で開催されます競輪やオートレースの場外車券売場が設置される予定がありますので、その概要を御説明いたします。

配付しております資料1ページをごらんください。

今回沖町に場外車券売場を設置されるのは、愛知県豊橋市の株式会社立岩という会社でございます。

設置の予定場所は、沖町字6番割3909番外9筆で、イオン八代ショッピングセンターの西側に予定されており、敷地面積約2万2000平方メートル、建物面積約1400平方メートルの計画でございます。

発売する車券は、全国で開催されます競輪やオートレースで1年間に約320日間営業され、1日当たりの来場者は約400名を想定されております。

2ページをおあけください。

この車券売場の設置に関しましては、自転車競技法施行規則第15条に許可基準が規定されておりまして、施設の位置、規模、構造、設備、配置などの基準が定められております。

また、下段の場外車券販売施設の設置に関する指導要領におきましては、必要に応じて、当該場外車券発売施設の設置場所から半径1キロ以内の自治会長の同意、または地方自治体の長

の同意を得るなど、地域社会との調整を十分行ったことを証する書面を提出することとなっております。

この基準における地方自治体の長の同意につきましては、株式会社立岩が、半径1キロ以内の全ての町内長の同意を取得済みであるため、八代市長の同意は不要となります。

続きまして、これまでの主な経緯でございます。

まず、平成28年3月に、株式会社立岩が、農業振興地域整備計画変更申請書を、八代市に提出されておりまして、平成28年4月には、八代市農業振興地域整備促進協議会の専門委員会におきまして協議がなされ、全会一致で了承されております。

翌年、平成29年1月には、設置予定場所を農用地区域から除外しました。

3ページをお開きください。

平成29年8月には、株式会社立岩が、農地転用許可申請に係る雇用協定締結申出書を提出されました。この雇用協定は、計画地が1種農地であるため、原則転用は許可されない、不許可となるところでございます。しかし、設置者が、八代市との雇用協定におきまして、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、事業の雇用人数の3割以上を、農業従事者または農家出身者とすれば、不許可の例外規定が適用されます。今回株式会社立岩から、本市に対し申し出がなされまして、雇用協定を締結しております。

この雇用協定によりまして、雇用予定であります36人のうち3割以上、かつ20人以上が松高校区から雇用される予定と伺っております。

続きまして、平成30年3月には、株式会社立岩が、地元説明会を開催されまして、設置予定場所から半径1キロ以内の町内会長の同意を全て取得されております。

また、平成31年1月には、株式会社立岩が、八代支援学校の保護者を対象に説明会を開催されました。その際、特に設置に反対する意見はなかったと聞いております。

同じく1月には、市が設置予定場所の開発許可と、農地転用許可を行ったところです。

なお、今回市として許可しました農振除外や開発許可、農地転用許可等におきましては、それぞれの法律に基づきまして、手続の要件が整ったことから許可したものでございます。

次に、今後の予定でございます。平成31年4月以降に、八代市と株式会社立岩が、非行防止、防犯、交通、環境美化対策、地元対策費などに関する協定を締結する予定でございます。

この協定を締結した後に、株式会社立岩と熊本県警察本部が協議を開始されまして、協議が調った後、株式会社立岩が経済産業省に設置許可申請書を提出される予定であるとのことでございます。

建設工事の着工は、経済産業省が設置を許可した後に行われ、平成31年8月以降にオープンする予定であると伺っております。

なお、今後本市と株式会社立岩との協定締結に当たりましては、地域住民の皆さんや市民の皆さんの動向を見守るとともに、市議会の御意見を十分お聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） では、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） JRAと、ちょっと比較をさせてもらいたいんですけど、JRAの場合は、八代市に対して、売上金の、何というんですかね、市から見たら入金があるような状況がありますけども、今回の、この沖町の場外車券については、そういった市に対する納付金とか、そういったのはないんですよね。

○企画政策課長（福本桂三君） 今後、立岩と八代市との協定締結の中で、地元対策費というのが、協議をします。その協議の中で、地元対策費というのを話し合う予定でございます。

○委員（大倉裕一君） もし、地元対策費ということで理解を示された場合は、それから、市のほうにお金を振り込んでもらうのか、地元直接振り込んでもらうのかということについては決めていくというような形になるわけですね。

○企画政策課長（福本桂三君） 地元対策費というのは、八代市に入ってきます。これは、八代市と設置者である立岩との、今後の協定によって取り決めるものでございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

もう一つ、最後なんですけど、JRAの場合は、日奈久地域の、市が取り組む施策に対してというような条件があったと思うんですけど、今回も、やはり地元である松高校区に対して、市が何かの取り組みをする、その財源としてというような考え方で、今後進めていかれるかどうかでよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（福本桂三君） 現段階ではですね、どこの地域に使うというのは、まだ協議をしておりません。ただ、今後、先ほど申しましたとおり、使途というのは、防犯上とか、そういった部分がございます。そういった部分を、今後設置者の立岩と協議していきたいと考えております。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） この予定地の南側、100メートルか200メートルぐらい南側に、高校のサッカーグラウンドがありますよね。近くに老人福祉施設もある、ショッピングモールもある、このあたり一帯を、何かこう、雑居ビ

ルみたいな感じになりませんか、何か町のデザインというか、レイアウトちゅうか、そういうのが全く感じられないなというのが一つ、あと、私は、このちょうど下流域に住んどります。イオンができてからこっちですね、大雨のときに、水量が非常に、あれからこっち多いです。怖さを感じるような、川を見てますと、水量です。今回も、ここに、今まで田んぼだったところが、いきなりアスファルトで塞がれると、このスケジュールでいったらですね、何か非常に怖いなという気がしております。幸い、今、郡築は第2郡築排水機場が整備されているんですが、それも、稼働するのが来年の梅雨前です。だから、最低限工事着工をですね、ことしの台風にも豪雨がございましてですね、台風がある程度去る10月中旬以降ぐらいにしてもらえたらいいなあという希望です。

でないですね、郡築にも結構過激派はおるわけ、——過激な思想、考え方しとる者はおるわけで、川に岩ば、4つ、5つ埋めろとかですね、そんならば、要するに松高がかかるわけですよ。でも、郡築に流れてくる水は少ないとか、あるいは行政に対して訴訟を起こせとか、毎年3回ぐらいは冠水するもんですから、田んぼが。アスパラとかオクラとかやられるもんですから、そのたびに訴訟を起こせとかいう人間もおるわけですよ。だから、最低限、時期をおくらかしていただきたいのと、あと、地元の意向というの、そういう人間もいるんだということも十分加味していただいて、進めるときも進めていただきたいと思います。要望です。

○委員（古嶋津義君） 反対じゃなかったですけど、設置者のほうが、地元説明会から、町内会長さんの同意も得ていられるということですが、きょう、マスコミさんも来てられるから、あした多分報道があるだろうと思いますが、やっぱりその地域の人たちは、初めて聞く方もいらっしゃるというふうに思いますが、そ

の辺のところ、地区の説明会にはどれくらい来られとったかわからんとでしょう。わかりませんか。

○企画政策課長（福本桂三君） 今回、設置者が立岩という会社で、事業主体が民間なもんですから、その辺は立岩のほうが、地元説明会も自分たちで入られてされるというふうには聞いております。

内容については、どのような内容だったのかまでは、市としては伺っておりません。

○委員（古嶋津義君） 私も、十何年前ですかね、日奈久にJRAが来るとき、会派で視察に行ったのか、よく記憶にないんですが、山口県にちょっと視察に行ったことがございます。ちょうどですね、国道2号線から上に上がった、そこには高校も設置してございまして、近くに。中を見ますと、食堂がありまして、その中には、酒飲む場所、御飯は食べてもいいけど、飲食はできないようになっていたような記憶がございまして。そして、子供たちの遊具も、たしか置いてあって、職員さんが対応してたようなふうに記憶があるわけでありまして。そして、夜にちょっと、その近くの学校のPTA会長さんにもお会いしましたが、当初は反対だったと。しかし、でけてみれば、何の心配もなかったというお話を聞いて安堵をしたんですが、ただ、終わった後にですね、車が一斉に出るもんだだけ、その辺のところ、どうも混雑があったということをお聞きしましたので、その辺の協定をされるときに、市民の反応を見ながら、協定をされるとき、その辺のところもお話をさせていただければというふうに思います。

それと、さっき言いました、中に食堂なんかでけるわけですか。その辺まで把握されてますか。

○企画政策課長（福本桂三君） まだ、建物の内容の、何が入るのかというのは、まだ把握はしておりません。

○委員（古嶋津義君） はい、結構です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） 今、村川副委員長さんから言われたように、あそこは半径1キロでなっとですよ。郡築は半径1キロには入らんですかね。（「入っとつとですよ」と呼ぶ者あり）入っとるでしょう。町内長さんにはお話を聞いっとつとですよ。だから、同意ができたかなあとってから。

○企画政策課長（福本桂三君） 今回、半径1キロ以内の町内ということで、17町内の町内会長の同意が出されております。郡築町内が6町内、それと、松高校区が10町内、それと、八代校区が1町内でございます。

○委員（村上光則君） じゃあ、郡築も町内長さんには話がしてあるちゅうことたいな。同意ばもう、したちゅうことたいな。

○企画政策課長（福本桂三君） はい、そのように伺っております。

○委員（村上光則君） なら、仕方がないですね。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で、沖町における場外車券売場についてを終了します。

次に、本委員会の管外行政視察について、協議のため、しばらく小会いたします。

（午後6時02分 小会）

（午後6時12分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察について、お諮りいたします。

本委員会の管外行政視察については、これを

実施したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、日程、視察先及び視察内容については、委員長に御一任いただき、関連予算の議決後、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後6時13分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に

より署名する。

平成31年3月15日

総務委員会

委員長